

滋賀県の廃棄物

令和 6 年度



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

令和6年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスターコンクール」最優秀賞・優秀賞者

○標語の部

最優秀賞 分別は 世界を守る ひと手間だ

えんどう けいご

遠藤 圭悟さん

草津市立玉川小学校4年生

優秀賞 ゴミは無し 笑顔はあふれる 滋賀の街
いい感じ 今日もみんなで ゴミ拾い
ポイ捨ては 心のゆるみ ブレーキを
何ゴミだ? 正しく分けて みな笑顔
捨てるより 活かすそのごみ リサイクル

まつもと けいむ 松本 佳夢さん
やまもと ゆゆ 山本 結々さん
まつだ ふうご 松田 楓悟さん
こもり すずな 小森 鈴奈さん
のぐち なりひと 野口 成人さん

大津市立北大路中学校2年
大津市立堅田小学校6年
長浜市立南郷里小学校6年
大津市立唐崎小学校4年
一般

○ポスターの部

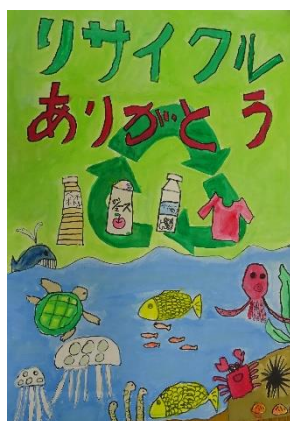
最優秀賞 (表紙の絵) うづのの こゆき 宇津野 来幸さん 長浜市立長浜南小学校4年

優秀賞



はすもと しゅう 蓮元 宗さん

長浜市立びわ中学校1年



ふじもと りくや 藤本 陸矢さん

長浜市立長浜南小学校4年



なかがわ みさき 中川 美咲さん

長浜市立長浜南小学校4年



なかがわ とおが 中川 登翔さん

長浜市立長浜南小学校4年



もりち みお 森地 凛さん

湖南市立石部中学校1年

受賞者の所属学校等は受賞時のものです。

はじめに

社会や経済の発展に伴い、私たちの生活は豊かなものになりました。一方、地球規模で資源の枯渇や環境破壊といった諸問題が顕在化し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが見直されています。

我が国では、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法等の環境関連法の整備が図られ、従来は廃棄されてきた資源の利活用の促進が進められています。

また、企業や県民においても環境への意識が向上し、資源を大量かつ急速に消費する社会から３Ｒを推進する循環型社会への転換に向けた取組が進められています。

３Ｒとは、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」を総称した言葉です。

「リデュース（発生抑制）」とは、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。

「リユース（再使用）」とは、一度使用された製品をできる限り繰り返し使用すること。

「リサイクル（再生利用）」とは再使用できないものでも、再生利用により資源としてできる限り利用すること。

そして、３Ｒを実践してもなお、資源として利用できないものについては、熱回収や最終処分を行うこととされています。

本県においても、「第五次滋賀県環境総合計画」に基づき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、令和３年７月に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、ごみ減量に向けて過剰な使用を避けるリデュース等を徹底した上で、それでも使用が必要な場合にはリサイクルなど有効活用を図る発想により、引き続き２Ｒ（リデュース・リユース）を重視した３Ｒの取組を進めてまいります。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状を取りまとめ、県民、事業者、行政などが循環型社会の実現に向けた取組を進めるための基礎資料として作成したものであり、多くの皆様に御活用いただければ幸いです。

令和７年３月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

目 次

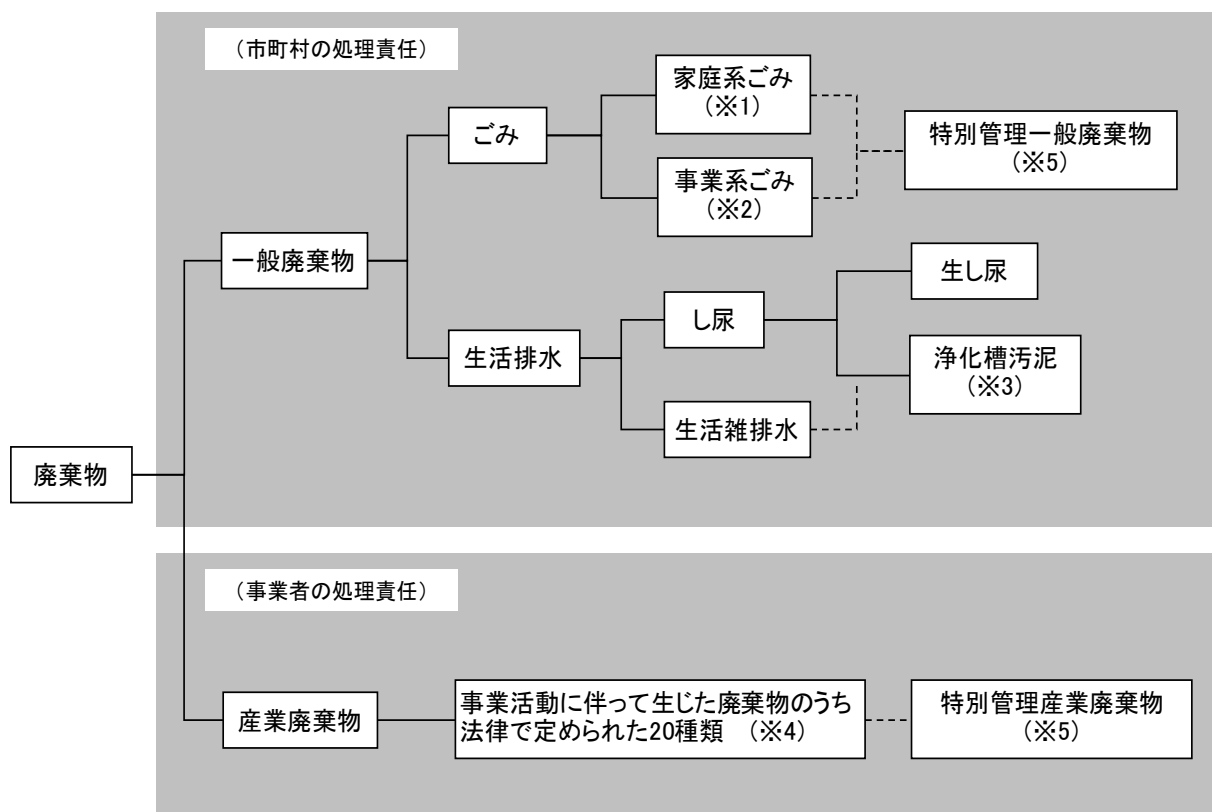
I	廃棄物の分類	1
II	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	ごみ処理の状況	4
3	資源化の状況	7
III	一般廃棄物 生活排水処理の概要	20
1	し尿処理の状況	21
2	生活雑排水処理の状況	24
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	28
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況	28
2	事務組合の組織状況	30
3	一般廃棄物処理施設等の整備状況	31
(1)	焼却処理施設	31
(2)	再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	35
(3)	埋立処分地	37
(4)	し尿処理施設	38
(5)	浄化槽	40

V	産業廃棄物の概要	42
1	産業廃棄物の排出量	42
(1)	産業廃棄物の総排出量	42
(2)	産業廃棄物の種類別排出量	43
2	産業廃棄物の処理状況	44
3	産業廃棄物処理業者の状況	47
(1)	収集運搬業者の収集運搬量	47
(2)	中間処理施設での処理状況	47
(3)	最終処分場での処理状況	48
(4)	許可登録状況	49
4	産業廃棄物処理施設の状況	51
5	公共関与による産業廃棄物処理事業	53
6	P C B 廃棄物保管状況等届出の状況	54
7	監視指導等の状況	55
8	不法投棄等の状況	56
9	不法投棄対策	57
(1)	地域ごみ対策会議の開催	57
(2)	不法投棄防止強調月間事業	57
(3)	地域協働原状回復事業	58
(4)	その他の事業	58

I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が総括的な責任を有し、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。



※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)

※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの

※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥

※4 燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／
動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず／鋳さい／
がれき類／動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／
上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えばコンクリート固型化物）
（他に「輸入された廃棄物」があり、これを含めると21種類となる）

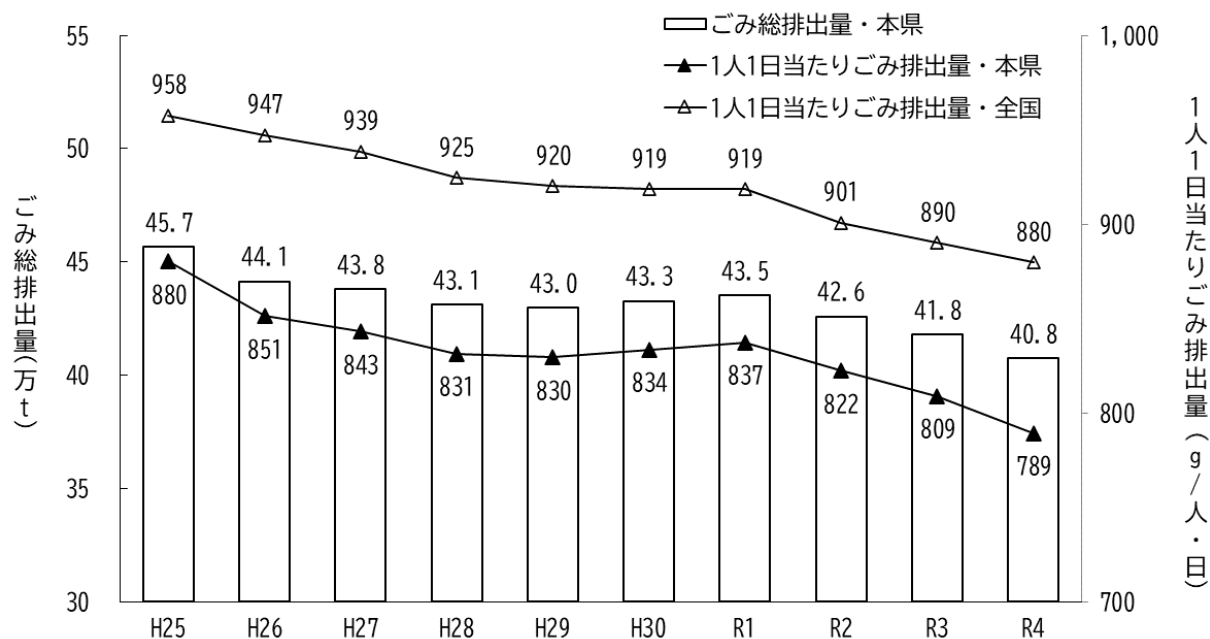
※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

Ⅱ 一般廃棄物 ごみ処理の概要

1 ごみの排出量

令和4年度における本県のごみ総排出量は 407,605t、1人1日当たりごみ排出量は 789g であり、前年度に比べてごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量ともに減少しています。全国平均における1人1日当たりごみ排出量についても前年度に比べて減少しています。

また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は 74%、事業系の割合は 26% となっています。



図－2 ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移

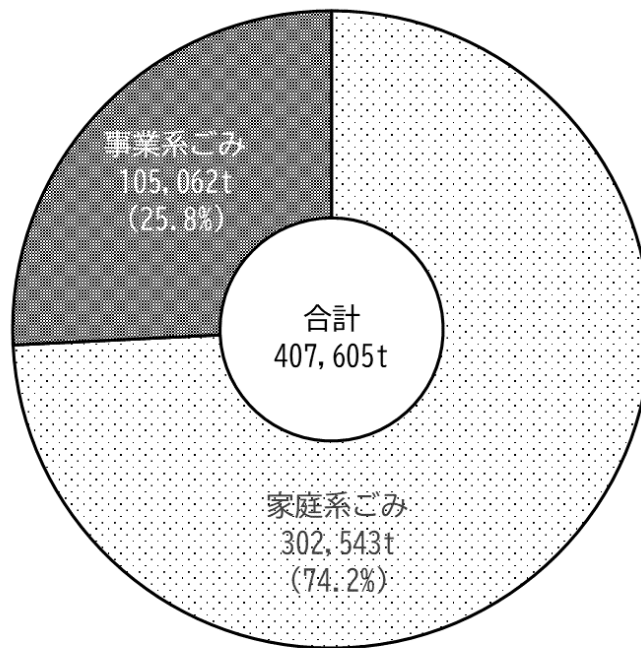
●ごみ総排出量の定義

国において公表しているごみ総排出量の定義は、平成17年度実績より「収集ごみ量＋直接搬入量＋自家処理量」(旧定義)から、「収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量」(新定義)に変更となりました。

●1人1日当たりごみ排出量

1人1日当たりごみ排出量＝総排出量÷総人口÷365※

※閏年では 366



図－3 滋賀県の家計系ごみ・事業系ごみの搬入量割合（令和４年度）

表－1 滋賀県の市町別ごみ排出量（令和４年度）

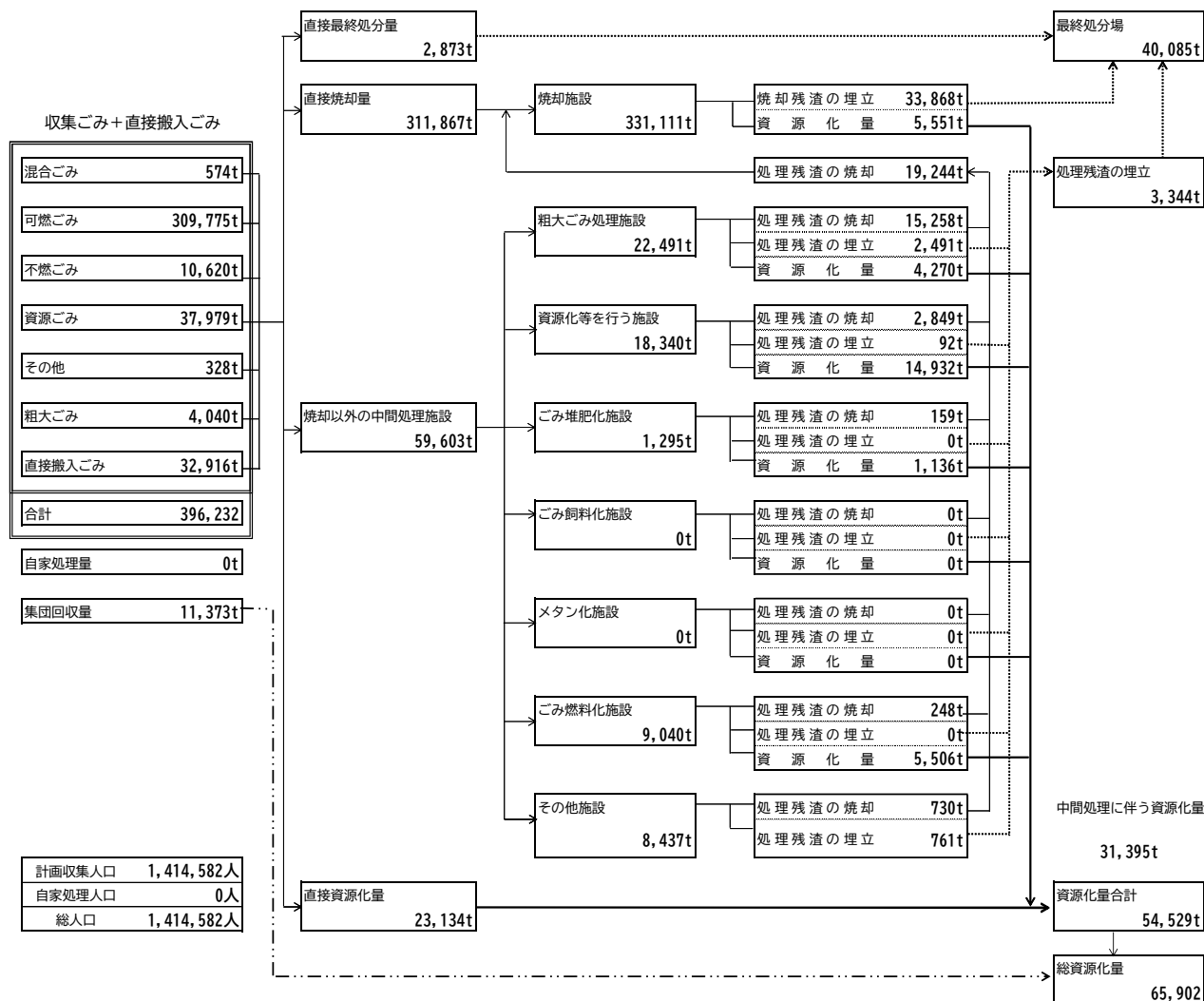
市町名							収集ごみ量	直接搬入 ごみ	搬入量 (≒処理量)	集団回収量	総排出量	自家処理量
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	混合ごみ						
大津市	79,160	1,866	7,816	0	955	0	89,797	2,466	92,263	5,609	97,872	0
彦根市	24,715	995	2,586	0	125	0	28,421	4,023	32,444	1,226	33,670	0
長浜市	23,343	1,381	3,650	77	563	0	29,014	3,819	32,833	0	32,833	0
近江八幡市	19,453	523	1,272	0	71	0	21,319	3,829	25,148	742	25,890	0
草津市	31,914	254	3,548	0	290	574	36,580	1,602	38,182	2,138	40,320	0
守山市	16,019	872	3,441	40	241	0	20,613	1,567	22,180	0	22,180	0
栗東市	13,681	829	3,111	15	0	0	17,636	2,298	19,934	0	19,934	0
甲賀市	18,903	593	3,844	16	478	0	23,834	3,801	27,635	0	27,635	0
野洲市	9,234	376	1,301	29	175	0	11,115	2,478	13,593	0	13,593	0
湖南市	12,195	174	1,252	0	29	0	13,650	676	14,326	439	14,765	0
高島市	12,128	572	1,053	28	28	0	13,809	1,441	15,250	0	15,250	0
東近江市	25,596	945	2,378	0	38	0	28,957	2,853	31,810	956	32,766	0
米原市	7,220	547	1,399	26	212	0	9,404	962	10,366	0	10,366	0
日野町	4,908	147	359	3	21	0	5,438	565	6,003	0	6,003	0
竜王町	3,311	88	239	0	23	0	3,661	130	3,791	0	3,791	0
愛荘町	3,748	146	370	61	387	0	4,712	286	4,998	0	4,998	0
豊郷町	1,547	87	141	33	115	0	1,923	40	1,963	4	1,967	0
甲良町	1,253	118	97	0	144	0	1,612	37	1,649	61	1,710	0
多賀町	1,447	107	122	0	145	0	1,821	43	1,864	198	2,062	0
合計	309,775	10,620	37,979	328	4,040	574	363,316	32,916	396,232	11,373	407,605	0

単位：t

2 ごみ処理の状況

令和4年度におけるごみ搬入量は 396,232t、ごみ処理量は 397,477t となり、図-4 のとおり処理されました（前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません）。

このうち資源化されたのは54,529tであり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は65,902tとなります。最終処分量は 40,085t で、昨年度よりも減少しています（前年度最終処分量は 41,779t）。



（注）「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

図-4 滋賀県のごみ処理の状況（令和4年度）

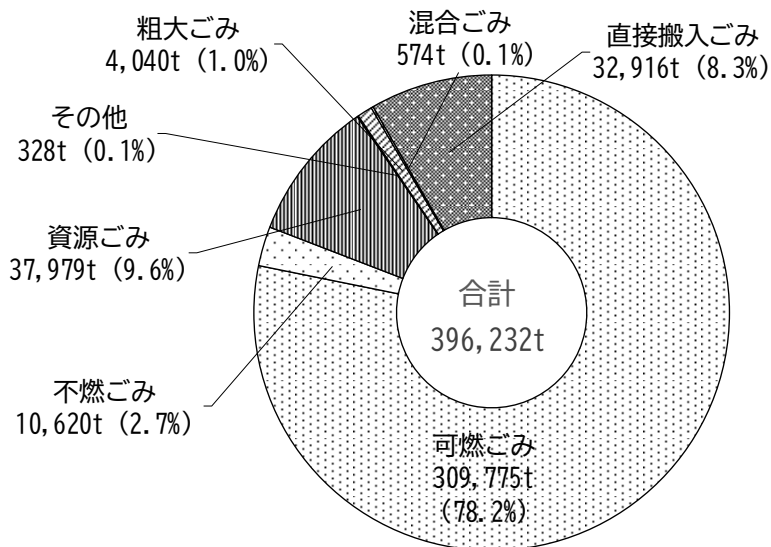


図-5 滋賀県のごみ搬入量の内訳 (令和4年度)

表-2 各年度ごとの滋賀県のごみ処理量

	直接資源化量	焼却以外の中間処理量	直接焼却量	直接最終処分量	合 計
H25	24,507	61,115	337,740	7,616	430,978
H26	25,269	58,120	319,510	6,898	409,797
H27	25,373	58,814	326,118	5,973	416,278
H28	23,164	59,454	323,674	3,836	410,128
H29	21,554	58,357	325,646	3,918	409,475
H30	21,871	62,174	326,221	2,937	413,203
R1	22,518	60,375	330,992	2,600	416,485
R2	25,389	62,566	324,229	2,273	414,457
R3	25,006	56,550	321,988	3,934	407,478
R4	23,134	59,603	311,867	2,873	397,477

単位：t

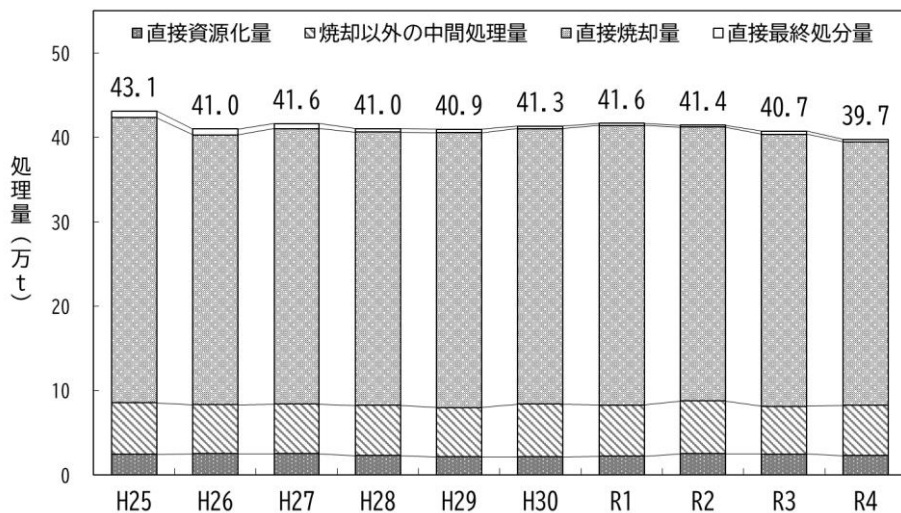


図-6 ごみ処理量の推移

表-3 各年度ごとの滋賀県の最終処分量

	直接最終処分量	中間処理・焼却処理後 最終処分量	合 計
H25	7,616	42,445	50,061
H26	6,898	41,044	47,942
H27	5,973	40,952	46,925
H28	3,836	39,909	43,745
H29	3,918	40,255	44,173
H30	2,937	40,750	43,687
R1	2,600	41,063	43,663
R2	2,273	39,665	41,938
R3	3,934	37,845	41,779
R4	2,873	37,212	40,085

単位：t

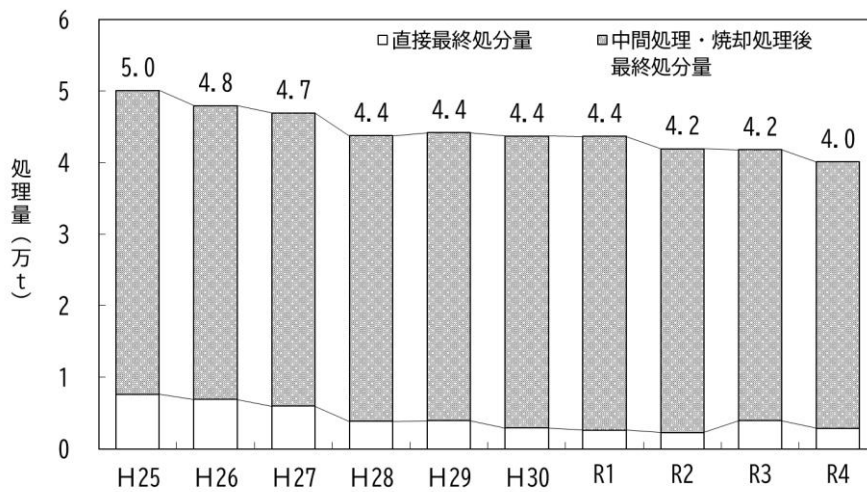


図-7 最終処分量の推移

表-4 市町別ごみ処分量（令和4年度）

市町名	ごみ処分量（直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量）											ごみ処分量
	直接焼却量	直接最終 処分量	焼却以外の中間処理量（粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設）								直接 資源化量	
			合計	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	ごみ堆肥化 施設	ごみ飼料化 施設	メタン化施 設	ごみ燃料化 施設	その他の 施設		
大 津 市	79,254	559	8,486	3,892	4,594	0	0	0	0	0	3,964	92,263
彦 根 市	19,406	0	12,015	1,891	1,953	0	0	0	0	8,171	1,023	32,444
長 浜 市	25,514	350	4,339	3,467	872	0	0	0	0	0	2,868	33,071
近江八幡市	21,084	329	1,985	1,717	268	0	0	0	0	0	2,419	25,817
草 津 市	32,829	1	5,144	0	4,878	0	0	0	0	266	250	38,224
守 山 市	16,317	0	3,484	2,622	862	0	0	0	0	0	2,640	22,441
栗 東 市	14,342	78	2,694	1,182	1,447	65	0	0	0	0	2,820	19,934
甲 賀 市	22,704	348	3,144	764	382	1,197	0	0	801	0	1,510	27,706
野 洲 市	10,717	276	1,440	1,440	0	0	0	0	0	0	1,122	13,555
湖 南 市	12,561	0	1,288	529	759	0	0	0	0	0	495	14,344
高 島 市	12,128	301	2,287	1,400	887	0	0	0	0	0	534	15,250
東近江市	28,199	61	1,824	1,597	227	0	0	0	0	0	1,426	31,510
米 原 市	7,764	106	1,477	1,141	336	0	0	0	0	0	1,093	10,440
日 野 町	5,537	12	251	197	54	0	0	0	0	0	310	6,110
竜 王 町	3,511	9	218	113	105	0	0	0	0	0	133	3,871
愛 荘 町	0	60	4,653	424	286	0	0	0	3,943	0	308	5,021
豊 郷 町	0	116	1,847	115	141	33	0	0	1,558	0	0	1,963
甲 良 町	0	138	1,414	0	144	0	0	0	1,270	0	97	1,649
多 賀 町	0	129	1,613	0	145	0	0	0	1,468	0	122	1,864
合 計	311,867	2,873	59,603	22,491	18,340	1,295	0	0	9,040	8,437	23,134	397,477

単位：t

（注1）その他の資源化を行う施設：不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

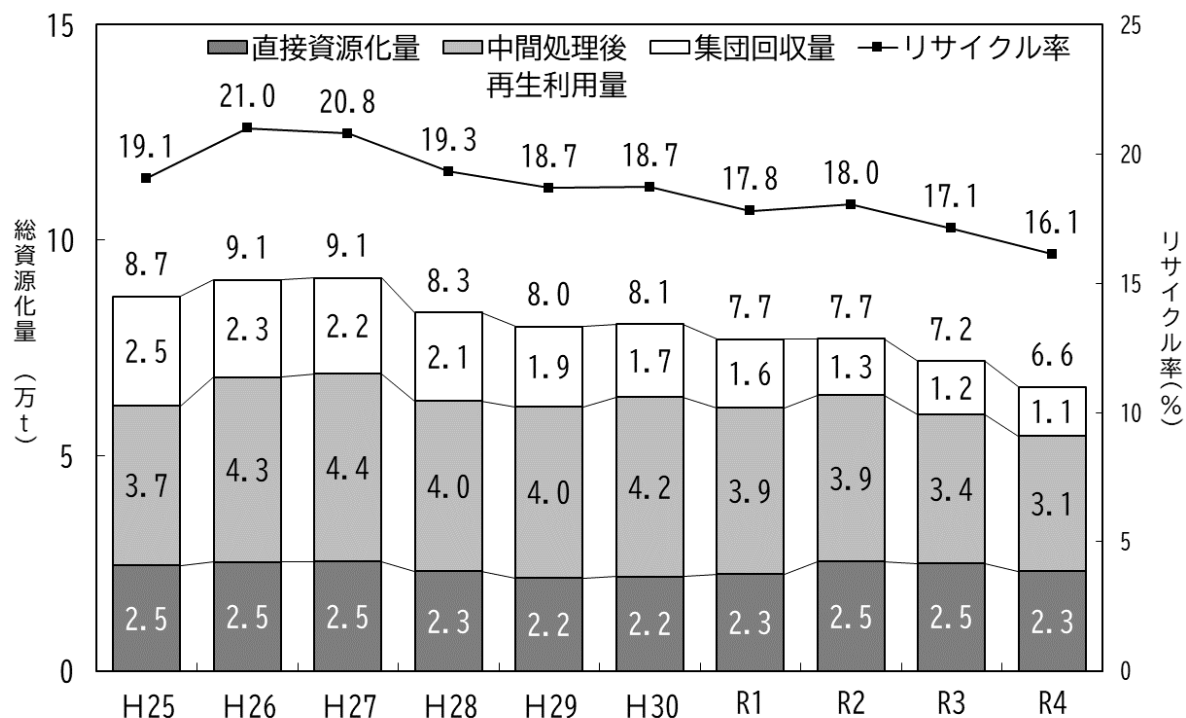
（注2）その他施設：資源化を目的とせず、埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設

3 資源化の状況

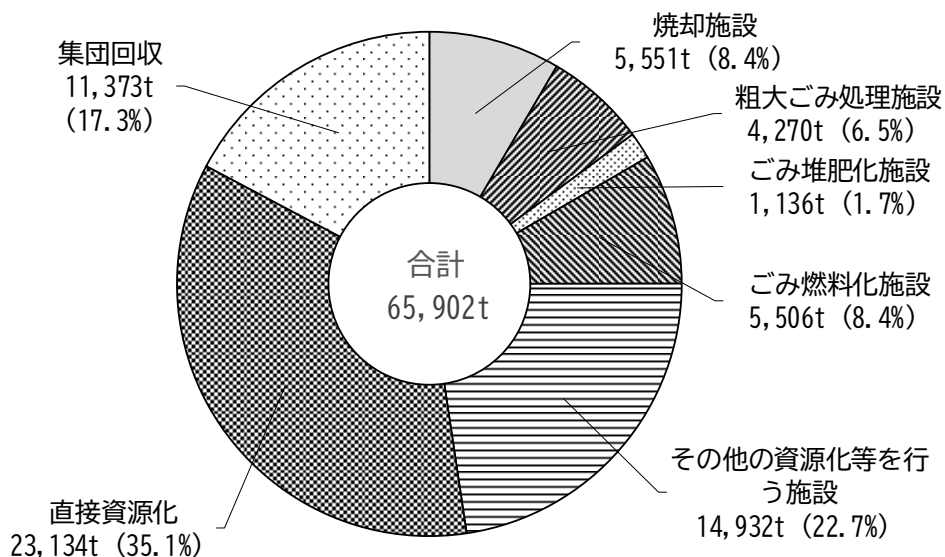
令和4年度の総資源化量は 65,902t、リサイクル率は 16.1%となっています。

資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量があり、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設（資源ごみの圧縮・梱包施設等）での資源化量が約半数を占めています。

また、資源化量の内訳では紙類が 38.6%を占めています。



図－8 資源化量とリサイクル率の推移



図－9 処理施設別資源化量の内訳(令和4年度)

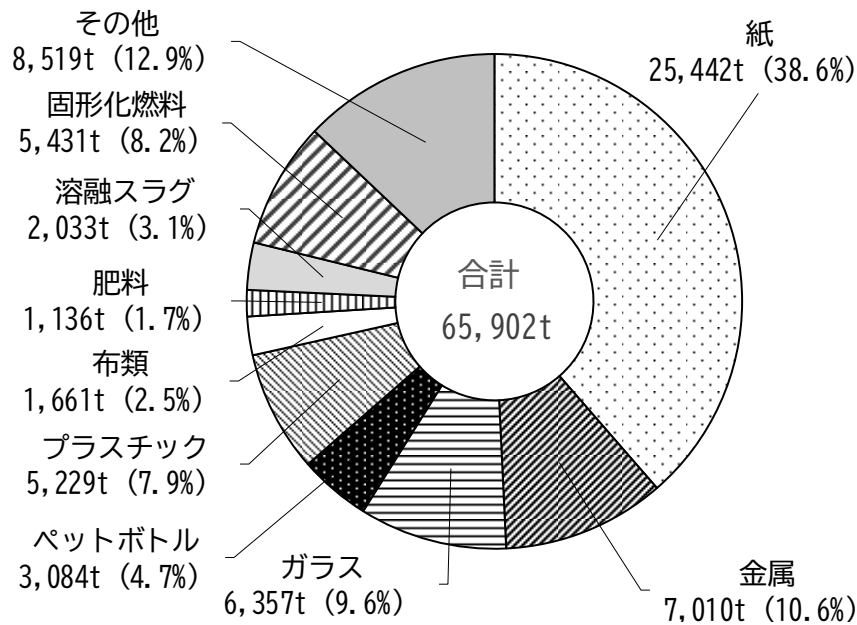


図-10 資源化量の内訳(令和4年度)

表-5 市町別資源化量、リサイクル率(令和4年度)

市町名	総人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	1人1日当たり ごみ排出量 (g)	ごみ処理量 (t)	総資源化量		リサイクル率 (%)
					(t)	うち 集団回収量 (t)	
大津市	344,470	97,872	778	92,263	13,817	5,609	14.1
彦根市	111,835	33,670	825	32,444	4,091	1,226	12.2
長浜市	115,358	32,833	780	33,071	4,192	0	12.7
近江八幡市	82,005	25,890	865	25,817	3,665	742	13.8
草津市	138,139	40,320	800	38,224	6,082	2,138	15.1
守山市	85,539	22,180	710	22,441	3,860	0	17.2
栗東市	70,439	19,934	775	19,934	5,232	0	26.2
甲賀市	89,226	27,635	849	27,706	3,751	0	13.5
野洲市	50,722	13,593	734	13,555	2,515	0	18.6
湖南市	54,393	14,765	744	14,344	1,827	439	12.4
高島市	46,551	15,250	898	15,250	2,833	0	18.6
東近江市	112,718	32,766	796	31,510	4,680	956	14.4
米原市	37,917	10,366	749	10,440	1,547	0	14.8
日野町	21,031	6,003	782	6,110	737	0	12.1
竜王町	11,599	3,791	895	3,871	466	0	12.0
愛荘町	21,344	4,998	642	5,021	2,860	0	57.0
豊郷町	7,212	1,967	747	1,963	1,152	4	58.6
甲良町	6,603	1,710	710	1,649	1,024	61	59.9
多賀町	7,481	2,062	755	1,864	1,571	198	76.2
合 計	1,414,582	407,605	809	397,477	65,902	11,373	16.1

(注1) リサイクル率=総資源化量÷(ごみ処理量+集団回収量)×100

(注2) 「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

表－６ 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況
(令和４年度・令和５年度)

[令和４年度]

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量
大 津 市	755.0	584.8	0.0	584.8	488.8	386.6	0.0	386.6	346.6	293.9	293.9	0.0	885.8	637.7	637.7	0.0	—	—	—	—
彦 根 市	329.2	298.6	0.0	298.6	253.4	216.4	0.0	216.4	162.0	121.5	121.5	0.0	299.9	306.3	0.0	306.3	—	—	—	—
近 江 八 幡 市	174.4	174.4	0.0	174.4	131.9	131.9	0.0	131.9	70.0	70.0	70.0	0.0	142.0	115.9	115.9	0.0	—	—	—	—
草 津 市	326.1	314.4	0.0	314.4	203.2	193.1	0.0	193.1	164.5	157.0	157.0	0.0	341.4	322.4	322.4	0.0	—	—	—	—
守 山 市	192.5	192.5	0.0	192.5	136.1	136.1	0.0	136.1	93.0	93.0	93.0	0.0	215.0	199.0	199.0	0.0	—	—	—	—
栗 東 市	155.2	156.6	0.0	156.6	97.3	94.3	0.0	94.3	60.7	61.1	0.0	61.1	155.0	151.2	151.2	0.0	—	—	—	—
甲 賀 市	206.4	206.4	0.0	206.4	164.0	164.0	0.0	164.0	72.0	72.0	0.0	72.0	189.3	176.6	0.0	176.6	—	—	—	—
野 洲 市	111.1	111.1	0.0	111.1	81.6	81.6	0.0	81.6	47.2	47.2	0.0	47.2	177.3	153.6	153.6	0.0	—	—	—	—
湖 南 市	122.9	122.9	0.0	122.9	73.8	73.8	0.0	73.8	34.4	34.4	0.0	34.4	203.7	203.7	0.0	203.7	—	—	—	—
高 島 市	118.0	118.0	0.0	118.0	130.0	135.5	0.0	135.5	55.2	58.7	58.7	0.0	113.2	116.9	116.9	0.0	—	—	—	—
東 近 江 市	202.6	202.6	0.0	202.6	160.0	160.0	0.0	160.0	80.4	80.4	0.0	80.4	224.6	215.9	0.0	215.9	—	—	—	—
日 野 町	48.0	48.0	0.0	48.0	46.3	46.3	0.0	46.3	17.9	17.9	0.0	17.9	52.5	51.6	0.0	51.6	—	—	—	—
竜 王 町	23.2	23.2	0.0	23.2	20.0	20.0	0.0	20.0	9.2	9.2	0.0	9.2	33.1	31.3	0.0	31.3	—	—	—	—
愛 荘 町	31.2	31.2	0.0	31.2	25.8	25.8	0.0	25.8	7.7	7.7	0.0	7.7	56.4	54.0	54.0	0.0	—	—	—	—
豊 郷 町	14.5	14.5	0.0	14.5	16.0	16.0	0.0	16.0	4.9	4.9	0.0	4.9	20.2	20.2	20.2	0.0	—	—	—	—
甲 良 町	9.3	9.3	0.0	9.3	13.8	13.8	0.0	13.8	4.2	4.2	0.0	4.2	7.9	7.9	7.9	0.0	—	—	—	—
多 賀 町	12.0	12.0	0.0	12.0	11.2	11.2	0.0	11.2	4.8	4.8	0.0	4.8	8.6	8.6	8.6	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	302.3	315.0	0.0	315.0	282.8	302.8	0.0	302.8	118.2	115.4	0.0	115.4	314.9	314.9	0.0	314.9	43.8	43.8	0.0	43.8
合 計	3,133.8	2,935.4	0.0	2,935.4	2,336.0	2,209.3	0.0	2,209.4	1,352.8	1,253.2	794.2	459.0	3,440.7	3,087.5	1,787.4	1,300.2	43.8	43.8	0.0	43.8

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合 計	
	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量
大 津 市	1,769.6	1,346.2	1,346.2	0.0	—	—	—	—	168.8	135.9	167.7	123.0	4.9	4.9	1,038.7	1,038.7	5,625.9	4,551.7
彦 根 市	941.7	761.8	761.8	0.0	—	—	—	—	127.4	128.7	71.7	71.7	4.9	4.9	502.6	502.6	2,692.7	2,412.6
近 江 八 幡 市	—	—	—	—	—	—	—	—	57.0	19.8	56.8	12.2	32.2	7.4	335.0	92.5	999.3	624.1
草 津 市	1,012.8	969.2	969.2	0.0	—	—	—	—	166.2	166.2	72.3	72.4	—	—	513.6	513.6	2,800.0	2,708.3
守 山 市	—	—	—	—	—	—	—	—	42.1	42.1	88.0	88.0	8.1	8.1	632.3	632.3	1,407.0	1,391.0
栗 東 市	931.3	726.6	726.6	0.0	—	—	—	—	83.0	83.0	71.3	71.3	1.8	1.2	519.9	519.9	2,075.5	1,865.0
甲 賀 市	—	—	—	—	21.9	15.4	0.0	15.4	81.2	81.2	64.6	64.6	11.7	11.7	396.2	396.2	1,207.2	1,188.0
野 洲 市	—	—	—	—	—	—	—	—	73.7	76.5	28.8	30.3	—	—	206.0	215.8	725.7	716.1
湖 南 市	442.8	437.9	0.0	437.9	1.1	1.1	0.0	1.1	49.5	49.3	33.2	32.8	1.1	1.1	89.4	89.4	1,051.9	1,046.4
高 島 市	0.4	0.4	0.4	0.0	—	—	—	—	31.3	48.3	43.1	41.6	1.4	1.4	193.6	176.8	686.3	697.7
東 近 江 市	—	—	—	—	3.1	1.9	1.1	0.9	125.2	125.2	74.9	74.9	7.8	7.3	477.4	477.3	1,355.9	1,345.5
日 野 町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	16.3	16.3	9.7	9.7	0.1	0.1	50.2	50.2	241.2	240.1
竜 王 町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	7.6	7.6	12.0	12.0	1.8	1.8	42.5	42.5	149.6	147.8
愛 荘 町	—	—	—	—	0.5	0.5	0.0	0.5	24.2	24.2	16.1	16.1	—	—	11.3	11.3	173.2	170.8
豊 郷 町	—	—	—	—	0.6	0.6	0.6	0.0	11.3	11.3	1.7	1.7	—	—	11.5	11.5	80.7	80.7
甲 良 町	—	—	—	—	0.2	0.2	0.2	0.0	5.7	4.8	2.2	2.0	—	—	—	—	43.3	42.2
多 賀 町	—	—	—	—	0.2	0.2	0.2	0.0	4.3	4.3	2.0	2.0	0.8	0.8	—	—	43.9	43.9
湖北広域行政事務センター	1,095.4	900.7	900.7	0.0	24.4	7.9	0.0	7.9	150.8	150.8	73.3	73.3	51.4	47.7	833.2	833.2	3,290.4	3,105.4
合 計	6,193.9	5,142.8	4,704.8	437.9	52.3	27.9	2.2	25.7	1,225.6	1,175.5	889.4	799.6	128.0	98.4	5,853.4	5,603.8	24,649.7	22,377.2

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市

(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ)

(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量

(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

[令和5年度]

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理量	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理量	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理量	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理量	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理量
大津市	712.7	505.6	0.0	505.6	478.0	353.5	0.0	353.5	325.1	317.5	317.5	0.0	882.9	656.3	335.9	320.4	—	—	—	—
彦根市	307.0	282.3	0.0	282.3	223.9	213.2	0.0	213.2	153.5	145.8	145.8	0.0	262.9	262.9	0.0	262.9	—	—	—	—
近江八幡市	175.2	175.2	0.0	175.2	135.1	135.1	0.0	135.1	69.5	69.5	69.5	0.0	138.5	111.3	55.4	55.8	—	—	—	—
草津市	320.8	314.7	0.0	314.7	188.0	176.0	0.0	176.0	160.1	148.0	148.0	0.0	336.4	310.6	0.0	310.6	—	—	—	—
守山市	182.8	182.8	0.0	182.8	116.3	116.3	0.0	116.3	88.0	88.0	88.0	0.0	210.0	193.1	0.0	193.1	—	—	—	—
栗東市	151.7	145.3	0.0	145.3	94.0	89.7	0.0	89.7	57.3	55.2	0.0	55.2	157.1	144.7	0.0	144.7	—	—	—	—
甲賀市	200.9	200.9	0.0	200.9	152.5	152.5	0.0	152.5	67.8	67.8	0.0	67.8	193.1	185.2	0.0	185.2	—	—	—	—
野洲市	113.6	113.6	0.0	113.6	78.3	78.3	0.0	78.3	45.4	45.4	0.0	45.4	172.5	146.1	146.1	0.0	—	—	—	—
湖南市	170.9	170.9	0.0	170.9	67.7	67.7	0.0	67.7	36.5	36.5	0.0	36.5	203.3	203.3	0.0	203.3	—	—	—	—
高島市	119.5	119.5	0.0	119.5	101.5	101.5	0.0	101.5	51.8	49.3	49.3	0.0	118.3	116.0	0.0	116.0	—	—	—	—
東近江市	199.1	199.1	0.0	199.1	151.4	151.4	0.0	151.4	85.0	85.0	0.0	85.0	228.6	219.9	0.0	219.9	—	—	—	—
日野町	46.4	46.4	0.0	46.4	42.8	42.8	0.0	42.8	16.8	16.8	0.0	16.8	53.2	49.1	0.0	49.1	—	—	—	—
竜王町	23.3	23.3	0.0	23.3	18.5	18.5	0.0	18.5	9.2	9.2	0.0	9.2	33.1	31.6	0.0	31.6	—	—	—	—
愛荘町	28.8	28.8	0.0	28.8	24.1	24.1	0.0	24.1	6.6	6.6	0.0	6.6	63.3	54.7	54.7	0.0	—	—	—	—
豊郷町	13.2	13.2	0.0	13.2	14.6	14.6	0.0	14.6	4.2	4.2	0.0	4.2	19.7	19.7	0.0	19.7	—	—	—	—
甲良町	8.8	8.8	0.0	8.8	12.9	12.9	0.0	12.9	4.1	4.1	0.0	4.1	3.4	3.4	3.4	0.0	—	—	—	—
多賀町	12.1	12.1	0.0	12.1	10.9	10.9	0.0	10.9	5.0	5.0	0.0	5.0	11.8	11.8	0.0	11.8	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	292.2	292.8	0.0	292.8	270.8	270.8	0.0	270.8	120.2	122.8	0.0	122.8	313.2	313.2	0.0	313.2	40.8	40.8	0.0	40.8
合計	3,079.1	2,835.3	0.0	2,835.3	2,181.5	2,030.1	0.0	2,030.1	1,306.1	1,276.8	818.2	458.6	3,401.1	3,032.7	595.6	2,437.1	40.8	40.8	0.0	40.8

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理量	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,731.1	1,375.5	1,375.5	0.0	—	—	—	—	146.1	104.4	122.5	94.3	3.5	3.5	1,026.5	1,026.5	5,428.4	4,437.0
彦根市	891.1	729.4	729.4	0.0	—	—	—	—	114.2	113.9	62.6	62.0	4.0	4.0	499.5	499.5	2,518.7	2,313.0
近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	51.9	46.9	54.4	42.5	31.9	7.0	326.0	277.9	982.5	865.5
草津市	1,022.0	975.1	975.1	0.0	—	—	—	—	159.4	158.9	69.4	69.0	—	—	549.7	549.7	2,805.7	2,702.1
守山市	—	—	—	—	—	—	—	—	20.4	20.4	75.3	75.3	7.5	7.5	587.1	587.1	1,287.5	1,270.5
栗東市	896.3	687.7	687.7	0.0	—	—	—	—	78.0	78.0	66.1	66.1	1.9	2.4	527.8	527.8	2,030.2	1,797.0
甲賀市	—	—	—	—	21.3	15.2	0.0	15.2	70.8	70.8	65.2	65.2	11.7	11.7	372.8	372.8	1,156.1	1,142.1
野洲市	—	—	—	—	—	—	—	—	68.6	0.0	24.4	0.0	—	—	197.6	0.0	700.5	383.5
湖南市	431.2	430.8	0.0	430.8	1.1	1.1	0.0	1.1	46.2	46.2	32.9	32.9	0.8	0.8	85.1	85.1	1,075.7	1,075.3
高島市	0.7	0.7	0.7	0.0	—	—	—	—	35.7	31.9	41.1	41.1	2.0	2.0	169.1	169.1	639.7	631.1
東近江市	—	—	—	—	3.3	2.3	1.4	0.9	105.8	105.8	77.5	77.5	7.3	7.3	423.6	423.3	1,281.5	1,271.5
日野町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	15.2	15.2	10.1	10.1	0.1	0.1	52.7	52.7	237.5	233.3
竜王町	—	—	—	—	0.3	0.1	0.1	0.0	9.1	9.1	12.3	12.3	1.6	1.6	39.9	39.9	147.3	145.7
愛荘町	—	—	—	—	0.6	0.6	0.0	0.6	20.3	20.3	13.3	13.3	—	—	8.2	8.2	165.2	156.6
豊郷町	—	—	—	—	0.4	0.4	0.0	0.4	10.6	0.0	1.7	0.0	—	—	10.5	0.0	74.9	52.1
甲良町	—	—	—	—	0.6	0.6	0.6	0.0	5.2	5.2	2.3	2.3	—	—	—	—	37.4	37.4
多賀町	—	—	—	—	0.2	0.2	0.0	0.2	4.3	0.0	2.1	0.0	0.9	0.0	2.8	0.0	50.1	40.0
湖北広域行政事務センター	1,079.9	861.5	861.5	0.0	26.2	19.4	0.0	19.4	136.6	136.5	74.8	74.8	48.3	62.5	774.2	652.8	3,177.1	2,847.9
合計	6,052.3	5,060.7	4,629.9	430.8	54.1	40.0	2.3	37.8	1,098.4	963.4	808.0	738.8	121.4	110.3	5,653.1	5,272.4	23,795.8	21,401.4

(注1) 湖北広域行政事務センター: 長浜市、米原市

(注2) 引渡: 容器包装リサイクル協会への引渡(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ)

(注3) 独自処理量: 市町が独自に契約した処理業者による処理量

(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

表－７ ごみ収集を行う人口と１日１人あたりのごみ排出量の推移

	①	②	③	④	(②+③+④)	１日１人当たり排出量	
	総人口	収集ごみ量	直接搬入量	集団回収量	総排出量	本県	全国
	(人)	(t/日)	(t/日)	(t/日)	(t/日)	(g/人・日)	(g/人・日)
H25	1,421,467	1,084	98	70	1,251	880	958
H26	1,420,801	1,063	85	62	1,209	851	947
H27	1,419,756	1,046	91	61	1,197	843	939
H28	1,420,092	1,036	88	56	1,181	831	925
H29	1,419,915	1,029	98	51	1,178	830	920
H30	1,422,396	1,034	105	46	1,186	834	919
R1	1,420,129	1,041	104	43	1,189	837	919
R2	1,419,033	1,026	105	36	1,167	822	901
R3	1,415,655	1,015	96	34	1,145	809	890
R4	1,414,582	995	90	31	1,117	789	880

(注１) 「総人口」は、10月１日における住民基本台帳の人口です。

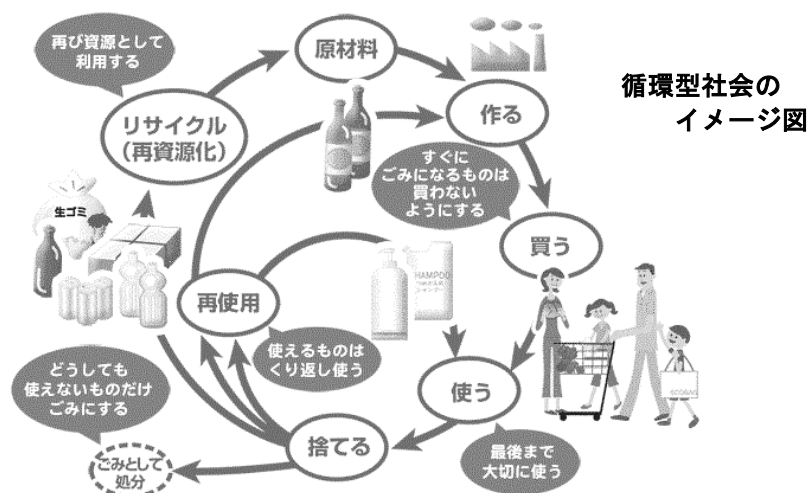
(注２) 自家処理量は平成22年以降ありません。

●循環型社会の形成

環境に対する意識の高まりを背景に、ごみの発生抑制や資源化を徹底する循環型社会の形成に向けた取組をより一層進めることが求められています。

平成 27 年（2015 年）9 月には、国連サミットで S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、17 のゴールと 169 のターゲットが設定され、そのうち国が特に注力すべき「優先課題 8 分野」を掲げており、廃棄物関係においては、具体的な施策等として「海洋ごみ対策（含む海洋プラスチックごみ）の推進」、「食品廃棄物の削減や活用」が挙げられています。特に、海洋ごみ対策では、陸上から流出するプラスチックごみ等による海洋環境汚染が世界的に問題となり、令和元年（2019 年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、同年 6 月に大阪で開催された G20 でも新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」が採択されました。また、令和 4 年（2022 年）4 月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

本県では、こうした世界・国の動きや本県の廃棄物処理の現状・課題等を踏まえて、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会形成をさらに進めるため、『第五次滋賀県廃棄物処理計画』を令和 3 年 7 月に策定しており、2 R（リデュース・リユース）を重視した 3 R + Renewable に取り組んでいます。



◆滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会

滋賀県では、レジ袋などの買い物ごみの減量や食品ロス削減を進めるため、平成 29 年 8 月に「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」を改組し、事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」を設置して、関係者間の情報共有や意見交換、連携した取組の検討を行っています。

令和元年 8 月には、協議会と県との連名で「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行ったところであり、今後はこれまでの取組を活かしつつ、プラスチックごみおよび食品ロスの一層の削減を推進していきます。

●プラスチックごみ削減の取組

1 レジ袋削減等の取組

(1) レジ袋削減協定

事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」では、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んでいます。平成 25 年 2 月に、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、事業者、県民団体および行政が「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年 4 月より県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施してきました。一方、令和 2 年 7 月からレジ袋の有料化が全国で義務化されたことを受け、レジ袋削減協定の見直しを進めてきました。

○協定締結事業者の店舗におけるレジ袋平均辞退率

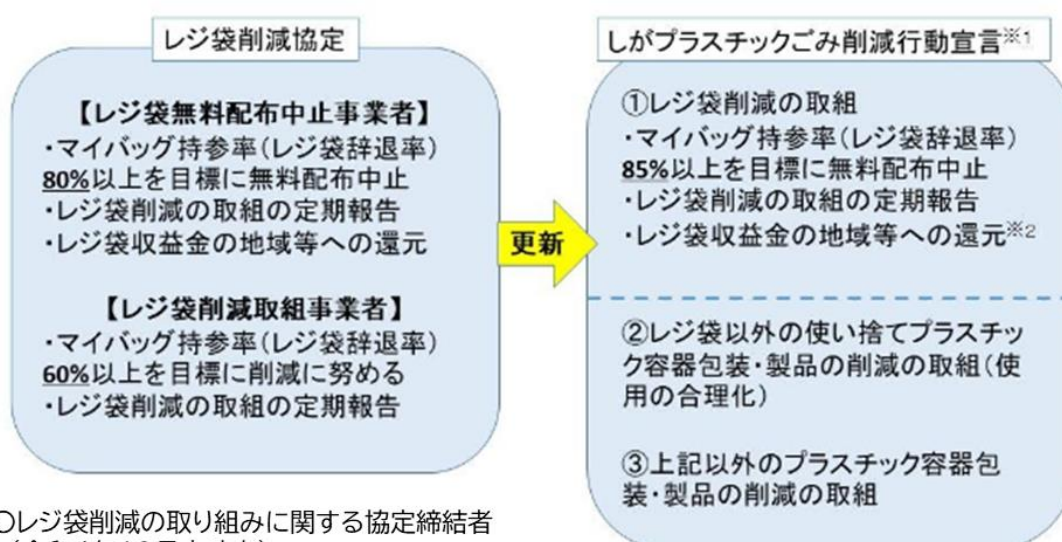
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
89.4%	90.1%	90.8%	91.2%	90.6%	90.2%

※レジ袋平均辞退率：全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割ったもの

(2) しがプラスチックごみ削減行動宣言

「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、上記協定の見直しを進めていましたが、令和 4 年 4 月施行のプラスチック資源循環促進法に基づく使い捨てプラスチックの使用の合理化等を踏まえ、レジ袋以外のプラスチックごみ削減の取組についても盛り込み、「しがプラスチックごみ削減行動宣言」として協定内容の更新を行うこととしました。

この宣言は、新たにプラスチックごみ削減に取り組む事業者をも広く募り、県民への周知を図ることで、もって全県的な事業者取組への協力・拡大につなげることを目的とするものです。



○レジ袋削減の取り組みに関する協定締結者
(令和6年12月末時点)

- ・レジ袋無料配布中止実施事業者: 37者(437店舗)
- ・レジ袋削減取組実施事業者: 2者(2店舗)
- ・団体11団体 ・行政18市町および県

※1 ①～③のうち該当する取組のみ宣言
※2 レジ袋削減協定締結事業者は必須、これから取組をはじめる事業者は任意

2 滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針

令和3年3月に、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を受け、日常生活や事業活動におけるプラスチックごみゼロに向けた取組内容の例示を示し、県民や事業者等による実践的な取組を促進することを目的に「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を策定しています。

3 しがプラスチックチャレンジプロジェクト

令和5年10月から、県民の皆さんに対し、ライフスタイルを見直し、プラスチック代替製品の利用、マイボトルの持参など、プラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を展開しています。

(1) しがプラチャレンジの日

毎月一日を、「しがプラチャレンジの日」とし、プラスチックごみ削減に資する行動をとる特別な日と捉え、日常生活を見つめ直し、ライフスタイルを切り替える機会とします。

これまでのライフスタイルを見つめ直し、1つ1つ、できることからステップアップしてプラスチックごみ削減に向けた取組にチャレンジするという意味を込めて毎月一日を削減の日に選定しました。これまでの取組から、さらに一步踏み出すきっかけとすることを目指します。

この「しがプラチャレンジの日」に合わせて「プラチャレ通信」を発行し、その月に実施していただきたいプラスチックごみ削減に向けたチャレンジをお知らせしています。

(2) しがプラチャレンジ推進月間

3R推進月間である10月を、「しがプラチャレンジ推進月間」とし、プラスチックごみ削減の実践取組に繋げるため、多様な主体と連携して集中的な普及・啓発に取り組みます。

令和6年度は、啓発の一環として、滋賀県大津合同庁舎に横断幕を設置しました。



プロジェクトキャラクター
こがみ ちょういち
湖神 挑一



毎月ついたち
しがプラチャレンジの日



4 優良取組表彰の実施

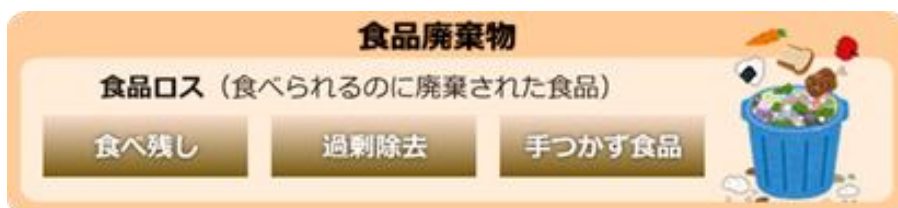
プラスチックごみ削減に関して、特に優れた取組を行った方の功績をたたえるため、プラスチックごみ削減優良取組表彰を実施しています。

●食品ロス削減の取組

食品ロスとは、食品廃棄物の内、食べられるのに廃棄された食品のことであり、国の推計では国内で年間 472 万トン（令和 4 年度）発生していると試算されています。

平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）において「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。（12.3）」と謳われ、国内外で食品ロス対策が進められています。

令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2 年 3 月には、国において「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」が策定されました。こうした状況を受け、本県においても、令和 3 年 3 月、食品ロスの削減に向けて取組を着実に推進するため、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。



食品ロス削減イメージキャラクター「よっしーくん」

◆三方よし!!でフードエコ・プロジェクト

食品ロスを減らすためには、県民一人一人がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。こうした理解と行動の変革が広がるよう、滋賀県では、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」という名称で、官民を挙げた県民運動を展開しています。

プロジェクトでは、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が、「売り手よし!」、「買い手よし!」、「環境よし!」の「三方よし」の精神のもと、誰もが笑顔で「よし!!」となる食品ロス削減の取組を推進し、県民総参加で「食品（フード）」の「環境保護への取組（エコ）」を実践していくこととしています。

○三方よしフードエコ推奨店制度と優良取組表彰の実施

プロジェクトの一環として、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、その取組を県ホームページ等で広く紹介しています。

また、食品ロス削減に関して、特に優れた取組を行った方の功績をたたえるため、食品ロス削減優良取組表彰を実施しています。



○フードドライブの推進

食品ロス削減の意識向上と未利用食品を有効活用する仕組みを構築するため、フードドライブを推進しています。市町、団体、事業者等と協力・連携しながら、全県的な普及・拡大に向けて取り組んでいくこととしています。

●散在性ごみ対策

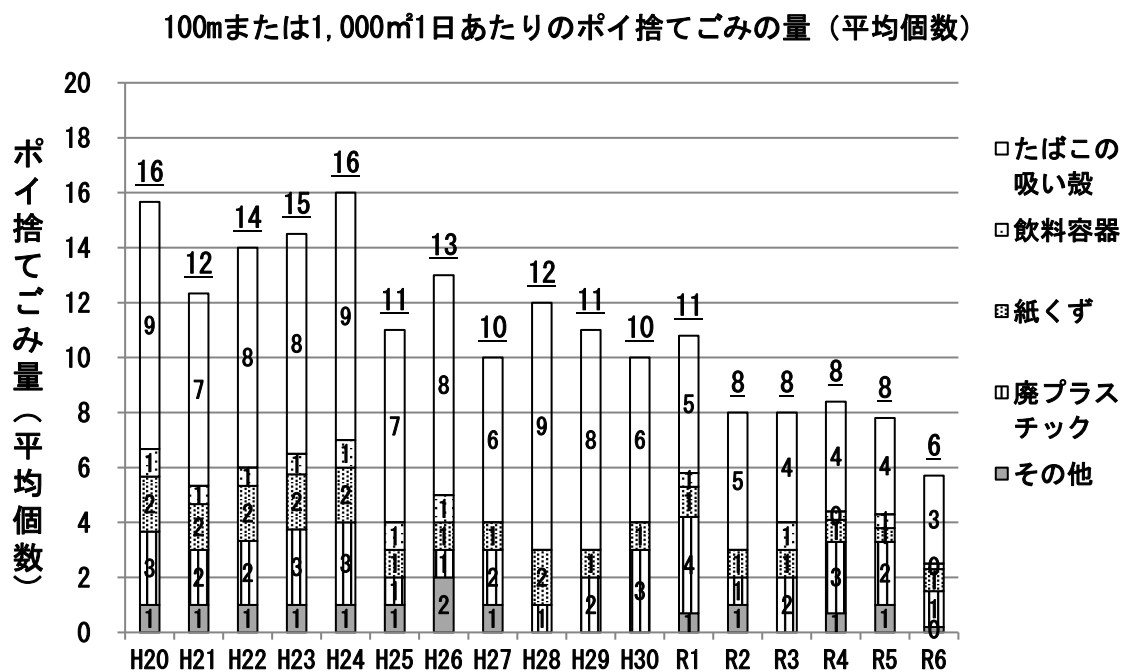
散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨等によって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって、「環境美化の日」を基準日とした環境美化運動等を展開し、ポイ捨て防止のための啓発や意識高揚を図ってきました。

さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、取締り面でも強化を図ってきました。

県が平成14年度から実施している散在性ごみの定点観測調査（県内35地点）を見ると、散在性ごみは減少傾向にありますが、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。

このため、引き続き県民や事業者との協働による環境美化活動を推進するとともに、環境美化監視員による啓発と監視・パトロールを実施し、ごみが捨てられない、ごみを捨てにくい環境づくりに努めています。



※小数点以下は四捨五入のため、種類別の値の合計値はグラフに記載している合計値と必ずしも一致しない。

●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成 12 年度から始めました。

令和 6 年 12 月末現在の活動団体数は次のとおりです。

◆地域別

(単位：団体)

管 内	令和 5 年12月末現在	令和 6 年12月末現在
県庁直轄	29	26
南部環境事務所	47	45
甲賀環境事務所	29	28
東近江環境事務所	80	78
湖東環境事務所	56	53
湖北環境事務所	80	83
高島環境事務所	26	24
合 計	347	337

◆団体別

企業団体	93%
住民団体	6%
そ の 他	1%

◆場所別

道 路	86%
河 川	12%
そ の 他	2%

※令和 6 年12月末現在

●使用済家電のリサイクル

一般家庭から排出される家電製品は、従来そのほとんどが埋め立てられてきました。しかし、埋立地には限界があり、いつまでも埋め立て続けるわけにはいきません。また、埋め立てられる使用済家電には、再び利用することができる有用な資源（鉄・銅・金等）がたくさん含まれています。

そこで、廃棄物を減らし、資源の再利用を促進するために、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機といったいわゆる「家電 4 品目」は「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）（平成 13 年施行）により、またそれら以外のほぼすべての小型家電は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）（平成 25 年施行）により、リサイクルが進められています。

これらの法律に基づき、「家電 4 品目」については家電小売店等が引取り、家電メーカーがリサイクルします。小型家電は主に市町が回収し、国が認定した事業者がリサイクルします。

●無許可の不用品回収業者

軽トラック等で一般家庭や事業所などを回り戸別回収したり、空き地等特定の場所を指定して持ち込ませたり、チラシを配布したりして使用済みの家電製品等を回収する業者のほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可や市町の委託等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触するものです。家電製品にはフロンガスや鉛等の有害物質を含むものがあり、これらの不用品回収業者に回収されたものは、適正な処理が行われることが確認できません。

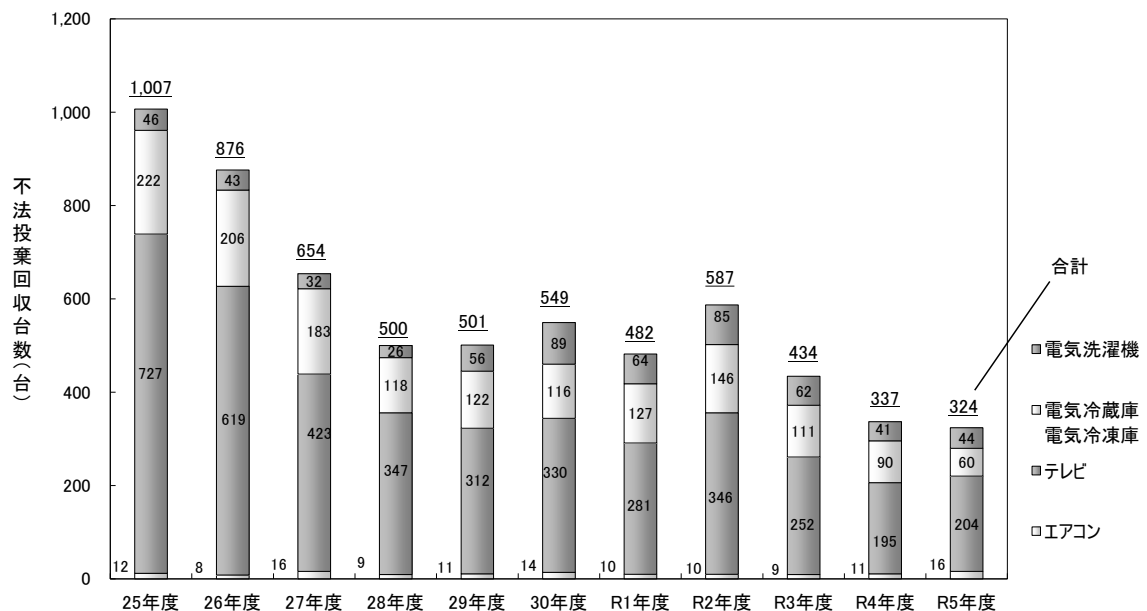
不要な家電製品を処分するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）（昭和 46 年施行）の許可を得ていない無許可の不用品回収業者には渡さないでください。

●廃家電4品目の不法投棄状況

家電リサイクル法では、エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象となっています。一般的な家電リサイクル法のルートでは、消費者から排出された家電4品目は、小売業者によって製造業者が設置する指定引取場所まで運ばれます。さらに、指定引取場所からそれぞれの製造業者のリサイクルプラントへ運ばれ、そこでリサイクルされます。なお、消費者は、家電4品目を排出する際、リサイクル料金や収集運搬料金を支払うことになっています。

このような家電リサイクル法のルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電4品目の台数の推移は下図のとおりです。

不法投棄された廃家電4品目の回収台数の推移



●自動車リサイクルの状況

従来、使用済自動車は有用金属・部分を含み価値の高い資源として流通し、リサイクル・処理が行われてきましたが、一方で最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により不法投棄・不適正処理の懸念も生じていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成 14 年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定されました。令和 5 年度に登録または許可された業者数等は次のとおりです。

自動車リサイクル法に基づく登録業者数等（令和 5 年度）

	年度末時点の 登録業者数	新規登録	更新登録
引取業	217	9	9
フロン類回収業	80	0	4

自動車リサイクル法に基づく許可業者数等（令和 5 年度）

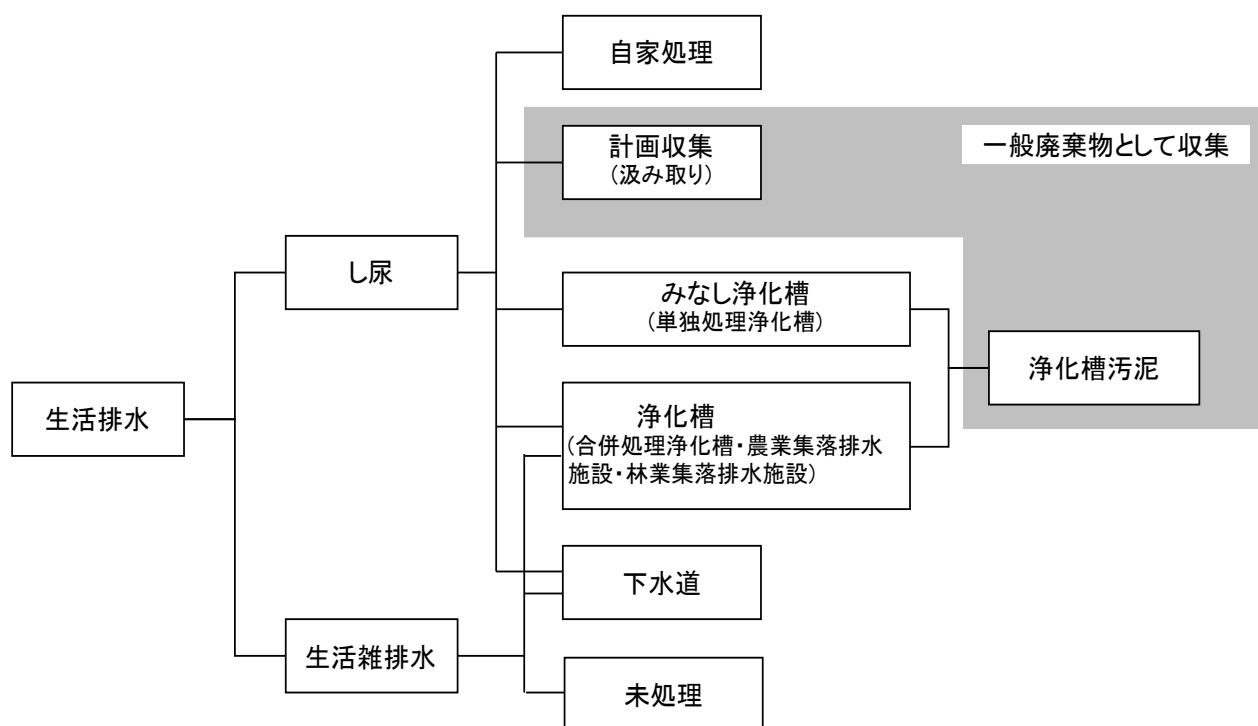
	年度末時点の 許可業者数	新規許可	更新許可
解体業	36	0	1
破碎業	10(8)	0(0)	0(0)

※カッコ内は破碎前処理工程のみの許可内訳

Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のことで、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図－11 のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集（汲み取り）し尿と、みなし浄化槽または浄化槽から発生する汚泥となります。

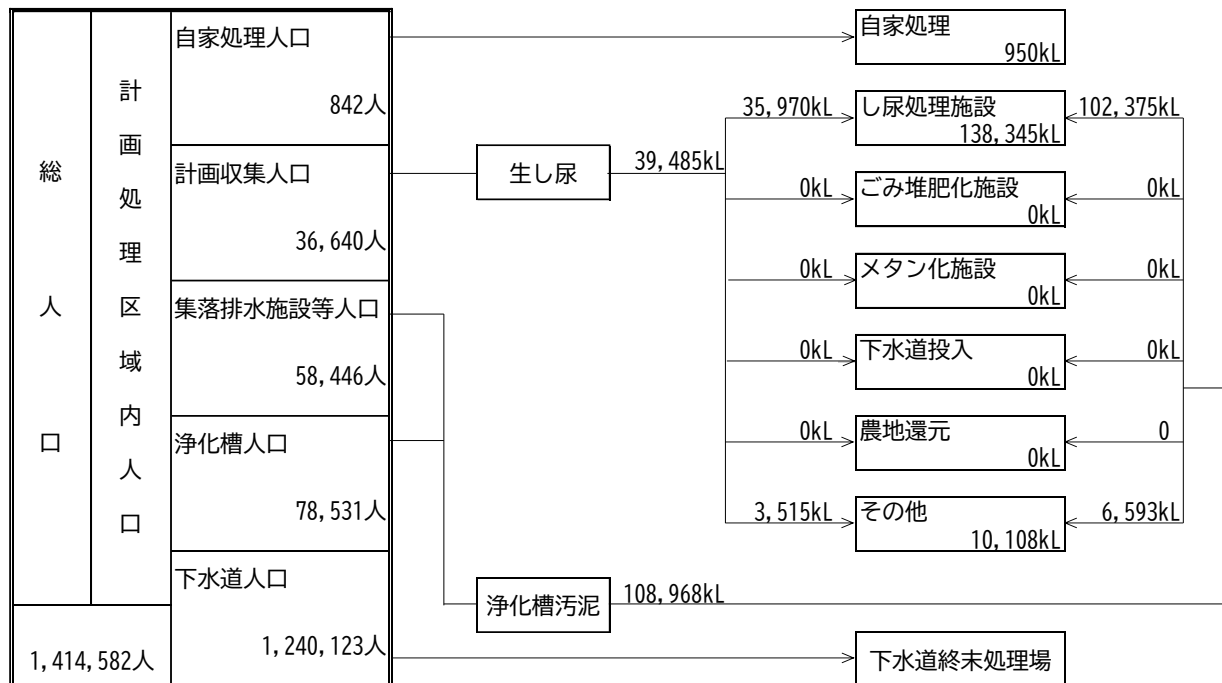


図－11 生活排水の処理区分

1 し尿処理の状況

令和4年度におけるし尿の収集量は生し尿が 39,485kL、浄化槽汚泥が 108,968kL、合計 148,453kL で、下水道の普及により収集量は減少傾向にあります。

し尿処理の状況をトイレの水洗化という観点から見ると、水洗化による方法（下水道、浄化槽）と非水洗化による方法（市町等による生し尿の計画収集、住民による自家処理）における人口比率の推移は図-13 のとおりで、水洗化人口が年々増加しています。



（注）「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

図-12 し尿処理の状況（令和4年度）

表-8 し尿処理における水洗化人口等の推移

年度	計 画 処 理 区 域 内 人 口 (人)	水洗化人口				非水洗化人口			
		下水道		浄化槽		計画収集		自家処理	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
H20	1,388,931	1,032,608	(74.3%)	248,772	(17.9%)	104,850	(7.5%)	2,701	(0.2%)
H21	1,389,630	1,065,690	(76.7%)	229,817	(16.5%)	91,377	(6.6%)	2,746	(0.2%)
H22	1,390,771	1,076,751	(77.4%)	228,073	(16.4%)	83,425	(6.0%)	2,522	(0.2%)
H23	1,398,183	1,096,758	(78.4%)	225,528	(16.1%)	73,622	(5.3%)	2,275	(0.2%)
H24	1,419,428	1,128,509	(79.5%)	210,213	(14.8%)	78,255	(5.5%)	2,451	(0.2%)
H25	1,421,467	1,144,487	(80.5%)	204,855	(14.4%)	69,754	(4.9%)	2,371	(0.2%)
H26	1,420,801	1,171,806	(82.5%)	190,929	(13.4%)	56,913	(4.0%)	1,153	(0.1%)
H27	1,419,756	1,176,719	(82.9%)	189,667	(13.4%)	52,338	(3.7%)	1,032	(0.1%)
H28	1,420,092	1,188,706	(83.7%)	180,174	(12.7%)	50,113	(3.5%)	1,099	(0.1%)
H29	1,419,915	1,197,458	(84.3%)	171,198	(12.1%)	50,398	(3.5%)	861	(0.1%)
H30	1,422,396	1,205,197	(84.7%)	166,707	(11.7%)	46,728	(3.3%)	1,128	(0.1%)
R1	1,420,129	1,217,179	(85.7%)	158,338	(11.1%)	43,635	(3.1%)	977	(0.1%)
R2	1,419,033	1,225,359	(86.4%)	152,364	(10.7%)	40,426	(2.8%)	884	(0.1%)
R3	1,415,655	1,233,893	(87.2%)	142,855	(10.1%)	37,658	(2.7%)	1,249	(0.1%)
R4	1,414,582	1,240,123	(87.7%)	136,977	(9.7%)	36,640	(2.6%)	842	(0.1%)

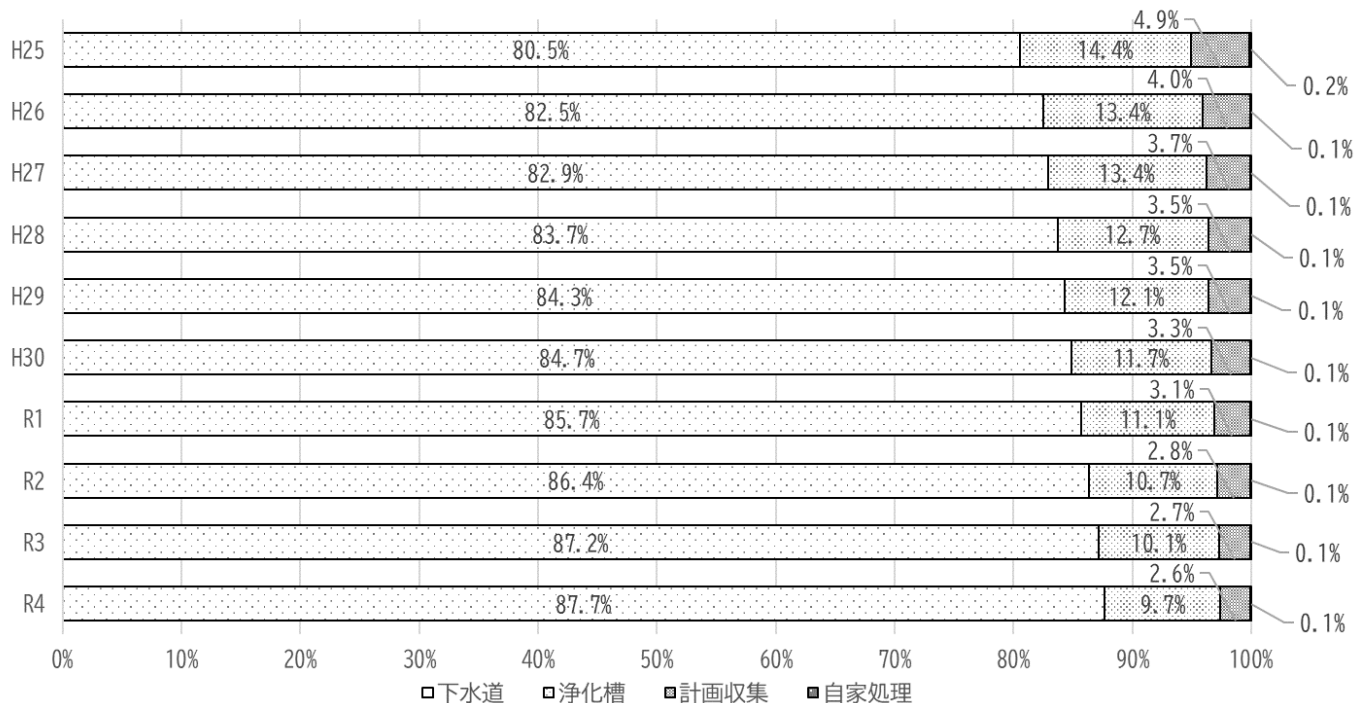


図-13 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移

令和4年度の水洗化人口比率：下水道人口（87.7%）＋浄化槽人口：（9.7%）＝97.4%

表-9 滋賀県のし尿収集量の推移

年度	収 集 量						自家処理量 (kL)	②計画収集 人口 (人)	1人1日当 たり排出量 (L/人日)
	①生し尿		浄化槽汚泥		計				
	(kL)		(kL)		(kL)				
H25	65530	(31.9%)	139823	(68.1%)	205353	(100%)	2146	69,754	2.57
H26	59792	(31.2%)	131826	(68.8%)	191618	(100%)	983	56,913	2.88
H27	56714	(30.1%)	131848	(69.9%)	188562	(100%)	864	52,338	2.96
H28	52956	(29.5%)	126505	(70.5%)	179461	(100%)	1388	50,113	2.90
H29	50240	(29.2%)	121994	(70.8%)	172234	(100%)	829	50,398	2.73
H30	46265	(27.4%)	122399	(72.6%)	168664	(100%)	1135	46,728	2.71
R1	43594	(26.1%)	123653	(73.9%)	167247	(100%)	1008	43,635	2.73
R2	42711	(26.7%)	117047	(73.3%)	159758	(100%)	983	40,426	2.89
R3	41536	(27.0%)	112557	(73.0%)	154093	(100%)	1390	37,658	3.02
R4	39485	(26.6%)	108968	(73.4%)	148453	(100%)	950	36,640	2.95

表-10 各施設ごとのし尿処理量の推移

年度	処 理 内 訳											
	し尿処理施設		ごみ堆肥化施設		下水道投入		農地還元		その他		計	
	(kL)		(kL)		(kL)		(kL)		(kL)		(kL)	
H25	188,705	(91.9%)	830	(0.4%)	15,818	(7.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	205,353	(100.0%)
H26	165,440	(86.3%)	862	(0.4%)	25,316	(13.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	191,618	(100.0%)
H27	160,308	(85.0%)	816	(0.4%)	27,438	(14.6%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	188,562	(100.0%)
H28	175,072	(97.6%)	814	(0.5%)	3,575	(2.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	179,461	(100.0%)
H29	163,516	(94.9%)	0	(0.0%)	3,820	(2.2%)	0	(0.0%)	4,898	(2.8%)	172,234	(100.0%)
H30	153,806	(91.2%)	0	(0.0%)	3,392	(2.0%)	0	(0.0%)	11,466	(6.8%)	168,664	(100.0%)
R1	152,567	(91.2%)	0	(0.0%)	3,305	(2.0%)	0	(0.0%)	11,375	(6.8%)	167,247	(100.0%)
R2	145,846	(91.3%)	0	(0.0%)	3,568	(2.2%)	0	(0.0%)	10,344	(6.5%)	159,758	(100.0%)
R3	139,821	(90.7%)	0	(0.0%)	4,306	(2.8%)	0	(0.0%)	9,966	(6.5%)	154,093	(100.0%)
R4	138,345	(93.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	10,108	(6.8%)	148,453	(100.0%)

2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率(総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合)は年々上昇しており、令和5年度(令和6年3月末)では、下水道により93.0%、農業集落排水施設等により4.0%、合併処理浄化槽により2.3%、合計99.2%となっています。

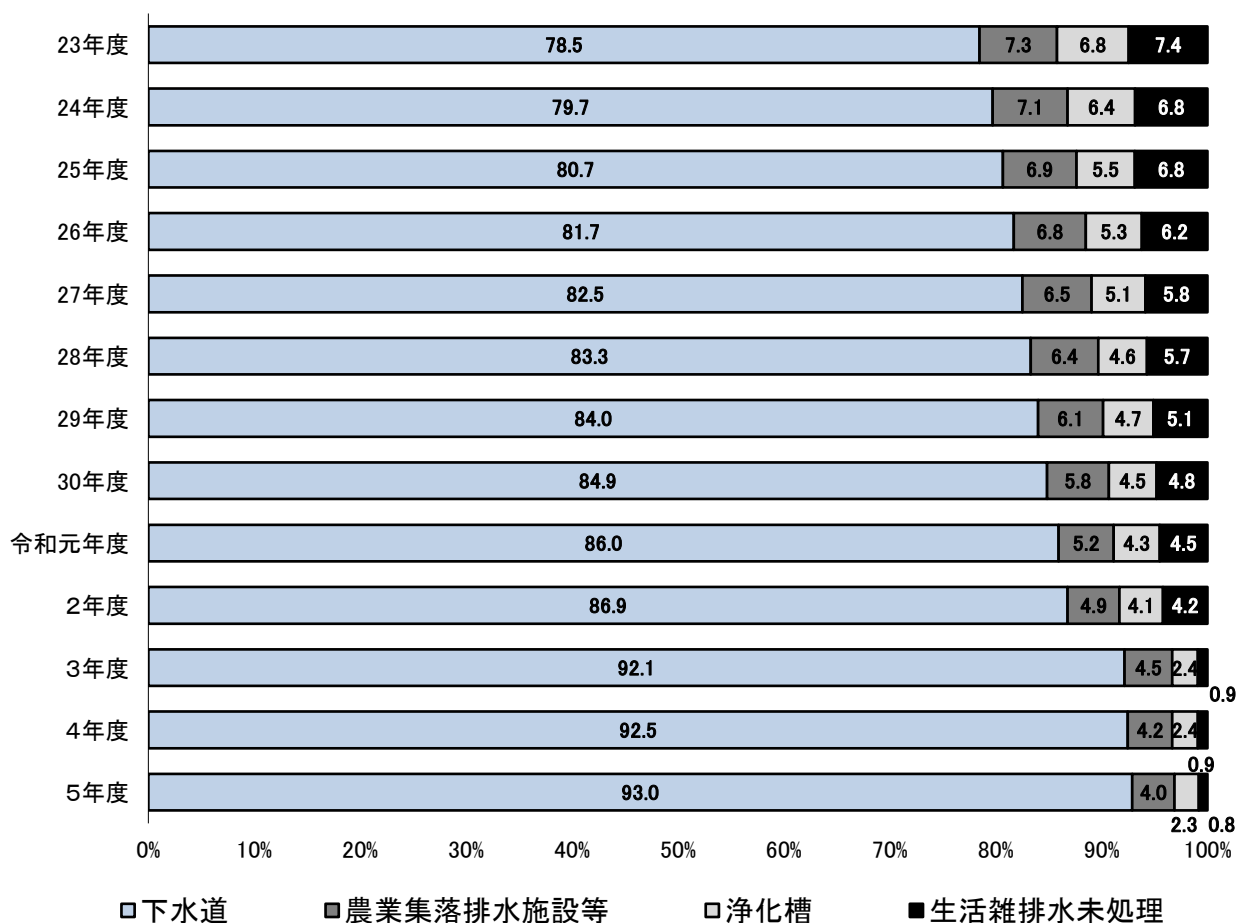


図-14 生活雑排水処理率の推移

表－11 市町別生活雑排水処理人口(令和5年度末現在)

(人)

市町名	総人口	生活雑排水 処理人口	下水道	農業集落 排水施設	合併処理 浄化槽	林業集落 排水施設
大津市	343,371	340,108	338,250	0	1,858	0
彦根市	110,842	107,657	98,389	3,915	5,353	0
長浜市	113,297	113,297	97,014	16,045	238	0
近江八幡市	81,782	81,456	68,678	578	12,200	0
草津市	139,638	139,630	139,302	0	328	0
守山市	85,731	85,583	85,487	0	96	0
栗東市	70,290	70,288	70,088	171	29	0
甲賀市	88,204	86,071	71,898	7,179	6,994	0
野洲市	50,658	50,343	50,136	0	207	0
湖南市	54,069	53,679	53,367	0	312	0
高島市	45,379	45,078	39,903	3,015	2,120	40
東近江市	111,765	110,793	93,413	16,552	828	0
米原市	37,215	37,215	34,103	3,016	96	0
日野町	20,761	20,691	16,425	4,051	215	0
竜王町	11,323	11,323	9,667	699	957	0
愛荘町	21,078	21,032	20,898	0	134	0
豊郷町	7,139	7,138	7,138	0	0	0
甲良町	6,476	6,471	6,471	0	0	0
多賀町	7,395	7,322	6,731	408	183	0
合計	1,406,413	1,395,175	1,307,358	55,629	32,148	40

表-12 生活雑排水処理の詳細

		平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
総人口(人)		1,377,886	1,382,321	1,386,570	1,390,927
下水道	処理人口(人)	1,005,145	1,034,070	1,060,784	1,077,247
	処理率(%)	72.9	74.8	76.5	77.4
農業集落排水施設等	処理人口(人)	105,475	105,427	104,502	104,148
	処理率(%)	7.7	7.6	7.5	7.5
合併処理浄化槽	処理人口(人)	113,960	109,537	101,510	100,298
	処理率(%)	8.3	7.9	7.3	7.2
生活雑排水処理率(%)		88.9	90.4	91.4	92.1
生活雑排水未処理人口(人)		153,306	133,287	119,774	109,234

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
総人口(人)		1,394,472	1,419,426	1,419,414	1,418,659
下水道	処理人口(人)	1,094,515	1,131,743	1,145,416	1,159,601
	処理率(%)	78.5	79.7	80.7	81.7
農業集落排水施設等	処理人口(人)	101,822	100,503	98,499	96,405
	処理率(%)	7.3	7.1	6.9	6.8
合併処理浄化槽	処理人口(人)	94,733	90,523	78,409	74,948
	処理率(%)	6.8	6.4	5.5	5.3
生活雑排水処理率(%)		92.6	93.2	93.2	93.8
生活雑排水未処理人口(人)		103,402	96,657	97,090	87,705

		平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
総人口(人)		1,417,961	1,418,248	1,417,306	1,418,561
下水道	処理人口(人)	1,170,324	1,181,768	1,190,971	1,203,967
	処理率(%)	82.5	83.3	84.0	84.9
農業集落排水施設等	処理人口(人)	92,824	90,380	86,846	82,599
	処理率(%)	6.5	6.4	6.1	5.8
合併処理浄化槽	処理人口(人)	72,017	65,102	67,042	63,787
	処理率(%)	5.1	4.6	4.7	4.5
生活雑排水処理率(%)		94.2	94.3	94.9	95.2
生活雑排水未処理人口(人)		82,796	80,998	72,477	68,208

		令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
総人口(人)		1,418,624	1,416,331	1,412,266	1,411,189
下水道	処理人口(人)	1,219,570	1,230,107	1,300,663	1,305,687
	処理率(%)	86.0	86.9	92.1	92.5
農業集落排水施設等	処理人口(人)	73,588	68,728	64,079	59,319
	処理率(%)	5.2	4.9	4.5	4.2
合併処理浄化槽	処理人口(人)	61,586	58,432	34,210	34,163
	処理率(%)	4.3	4.1	2.4	2.4
生活雑排水処理率(%)		95.5	95.8	99.1	99.1
生活雑排水未処理人口(人)		63,880	59,064	13,314	12,020

		令和5年度末
総人口(人)		1,406,413
下水道	処理人口(人)	1,307,358
	処理率(%)	93.0
農業集落排水施設等	処理人口(人)	55,669
	処理率(%)	4.0
合併処理浄化槽	処理人口(人)	32,148
	処理率(%)	2.3
生活雑排水処理率(%)		99.2
生活雑排水未処理人口(人)		11,238

(注1) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含んでいます。

(注2) 「総人口」は、3月31日における住民基本台帳の人口です。

(注3) 平成24年度以降は、総人口に外国人を含みます。

●生活排水対策の推進

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の設置が進められています。令和5年度における生活排水処理施設の整備率（污水处理人口普及率）の全国平均（ただし、福島県を除く。）は93.3%で、本県は99.2%となっています。

生活排水処理施設の整備は、地域の特性に応じた適切な手法を選定する必要があります。下水道については行政が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する地域については、各家庭に下水道と同等の能力を持つ浄化槽の設置を推進することが必要です。

そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成9年度に全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けました。令和5年度末現在、浄化槽の設置数は全県で27,649基となっています。今後は、設置後の維持管理の徹底等、課題への取組が必要です。

なお、平成12年度まで浄化槽の一種とされてきたみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、し尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正により平成13年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。

また、本県では、浄化槽によるし尿等の適切な処理を図るため、条例により浄化槽保守点検業者の登録制度を設けています。令和5年度末現在、浄化槽保守点検業登録業者は55者となっています。

IV 一般廃棄物 処理事業の概要

1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

令和4年度におけるごみ処理経費は約 291 億 4000 万円、し尿処理経費は約 40 億円で、合計で約 331 億円となっています。これを 1 人当たりの年間経費に換算すると約 2 万 3400 円となります。

また、ごみ処理の有料化の状況は、家庭系可燃ごみ(直接搬入ごみを除く)を有料化しているのは 12 市町で、無料としている 8 市町を上回っています。

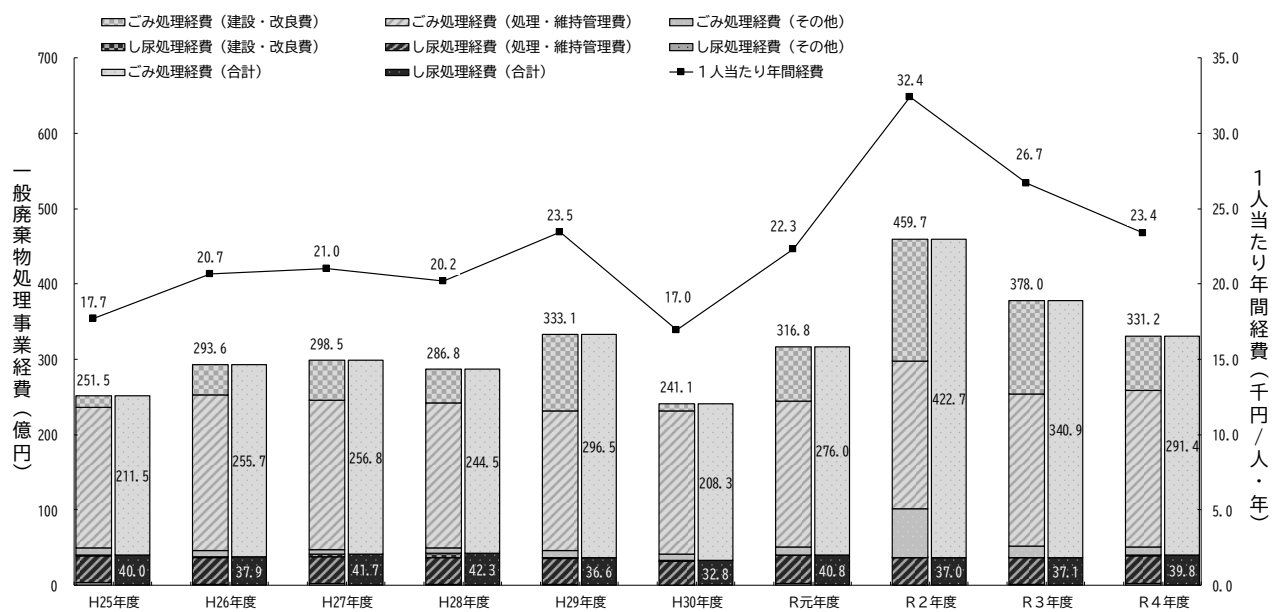


図-15 一般廃棄物処理事業経費の推移

表-13 市町別ごみ処理における有料化状況（直接搬入ごみ※1を除く）（令和6年12月末現在）

市町名	家庭系可燃ごみ			家庭系資源ごみ （プラスチック類）※2			家庭系不燃ごみ		家庭系粗大ごみ		事業系可燃ごみ	
	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
大津市			○			○		○	○ ※4		○	
彦根市			○			○		○	○		○	
長浜市	○	A				○	○		○ ※3	○	○	
近江八幡市			○	分別収集なし				○	○ ※4		○	
草津市			○	○	B			○	○		○	
守山市	○	A		分別収集なし			○		○		○	
栗東市	○	A		○	A		○		○		○	
甲賀市	○	A		○	A			○	○		○	
野洲市	○	A		分別収集なし			○		○		○	
湖南市	○	A		○	A			○	○		○	
高島市			○			○		○	○		○	
東近江市			○	分別収集なし				○	○ ※4		○	
米原市	○	A				○	○		○ ※3	○	○	
日野町			○	分別収集なし				○	収集なし 直接搬入は有料	○ ※5	○	
竜王町			○	分別収集なし				○		○ ※6	○	
愛荘町	○	A		分別収集なし			○			○ ※6	○	
豊郷町	○	A		分別収集なし			○		○ ※7	○ ※8	○	
甲良町	○	A		分別収集なし			○			○	○	
多賀町	○	A		分別収集なし			○			○	○	
合計	11		8	4		6	9	10	14	8	19	0

※1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

※2 ペットボトル、白色トレイは除く。

※3 年間2回の集積所収集（無料）。戸別収集を実施（有料）（H27.10から）。

※4 申込みによる粗大ごみの収集を実施（有料）。

※5 家庭系粗大ごみは、不燃粗大ごみのみ無料で収集。

※6 1年間に2回、拠点を設定して回収を実施（無料）。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入（有料）。

※7 戸別有料収集を実施（R5.7から）

※8 1年間に2回、各字指定場所にて回収を実施（無料）

《徴収方法》

A：単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定。

B：超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。

2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

令和6年12月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は8団体となっています。

表-14 事務組合一覧(令和6年12月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
湖北広域行政事務センター	S40. 4. 5	526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ) クリーンプラント 0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市 米原市	○ごみの収集運搬・中間処理 ・最終処分、業の許可及び施設建設の計画施行、資源化
		526-0251	長浜市大依町1337			
		529-0367	長浜市湖北町海老江1049	第1プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 米原市	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理、業の許可及び施設建設の計画施行
		529-0708	長浜市西浅井町沓掛1313-1	伊香クリーンプラザ 0749-88-0088	長浜市 (旧木之本町、余呉町、西浅井町地域のみ)	○火葬場 霊柩車
八日市布引ライフ組合	S41. 3. 3	527-0066	東近江市柴原南町1590	衛生センター 0748-22-0465	東近江市 日野町 電王町	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理
		527-0055	東近江市瓜生津町2011-13	布引斎苑 0748-23-4922	東近江市 日野町 電王町	○火葬場
中部清掃組合	S46. 5. 28	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	東近江市 日野町 電王町	○ごみの中間処理、最終処分、残渣の処理及び施設建設の計画施行、資源化
甲賀広域行政組合	S48. 4. 1	528-0005	甲賀市水口町水口6677	事務局 0748-62-0056	甲賀市 湖南市	○し尿の収集、運搬及び処分並びに浄化槽汚泥の処分のための施設の設置、管理及び運営に関する事務 ○可燃ごみ及び動物の死体の処分並びに関係市が設置する下水道施設から発生する汚泥の処分のための施設の設置、管理及び運営に関する事務 ○消防事務 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとされた事務
		528-0005	甲賀市水口町水口6458	第1施設 0748-62-0809		
		528-0005	甲賀市水口町水口6677	第2施設 0748-62-0483		
湖東広域衛生管理組合	S49. 9. 1	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町500	豊棉苑 0749-35-4058	愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務 ○可燃ごみの中間処理(固形燃料化)及び廃乾電池の委託処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務 ○乳幼児発達相談指導事業 ○障害程度区分認定審査会事業 ○障害児通所支援事業
		527-0102	東近江市平柳町3-1	リバースセンター 0749-45-5067		
		529-1162	犬上郡豊郷町大字八町500	総務福祉課 0749-35-4058		
		529-1208	愛知郡愛荘町竹原528	愛犬つくし教室 0749-37-4611		
愛知郡広域行政組合	S50. 4. 1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡広域行政組合庁舎3階)	0749-45-1416	東近江市 (旧愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町	○最終処分場の管理運営に関する事務 ○下水道事業
湖南広域行政組合	H10. 4. 1	520-3024	栗東市小柿3-1-1	事務局 077-551-2727	草津市 守山市 栗東市 野洲市	○し尿の中間処理・施設建設の計画施行 ○消防事業 ○防災および国民保護措置に係る初動体制に関すること ○第二次救急医療に関する事務 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとされた事務 ○休日急病診療所の設置および管理運営に関すること
		525-0015	草津市集町404-1	環境衛生センター 077-568-0251		
彦根愛知犬上広域行政組合	H12. 11. 1	529-1161	犬上郡豊郷町大字四十九院1252	事務局 0749-35-0015	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務 ○火葬場の設置および管理運営に関する事務 ○最終処分場の管理運営に関する事務 ○一般廃棄物中継施設の管理運営に関する事務
		527-0102	東近江市小八木町19	小八木中継基地 0749-45-3666		

3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

(1) 焼却処理施設

表－15 焼却処理施設一覧(令和6年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	余熱利用 状況	発電能力 (kW) 総発電量 (MWh)	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	175	全連続	2021	場内発電	4,150 27,774※1	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
② "	大津市北部クリーンセン ター	175	全連続	2022	場内発電	3,320 21,487※1	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	パッチ	1977	-	-	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
④ 近江八幡市	近江八幡市環境エネルギー センター	76	全連続	2016	場内発電 その他	980 6,716※2	523-0036	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	127	全連続	2017	場内発電 場内温水	3,100 19,472※3	525-0043	草津市馬場町1200番地 25	077-562-6361
⑥ 守山市	守山市環境センター	71	全連続	2021	場内発電 場内温水 売電	1,400 8,420 ※4	524-0216	守山市環境学習都市宣 言記念公園1-2	077-599-6206
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	場内温水 場内蒸気 その他	-	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	43	全連続	2016	場内温水 その他	-	520-2313	野洲市大篠原3335	077-588-0568
⑨ 高島市	高島市環境センター (H30.2～休止)	75	全連続	2002	場内温水	-	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑩ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	場内温水 その他	-	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑪ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ (H25.5～休止)	28	パッチ	1997	場内温水	-	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	場内発電	2,800 13,576※5	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
⑬ 甲賀広域行政 組合	甲賀広域行政組合衛生セン ター 第2施設	225	全連続	1995	場内温水	-	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-0483

※1 大津市環境美化センター及び大津市北部クリーンセンターの総発電量：令和5年度実績

※2 近江八幡市環境エネルギーセンターの総発電量：令和5年度実績

※3 草津市立クリーンセンターの総発電量：令和5年度実績

※4 守山市環境センターの総発電量：令和5年度実績

※5 中部清掃組合の総発電量：令和5年度実績

- ① 大津市環境美化センター
- ② 大津市北部クリーンセンター
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市環境エネルギーセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 高島市環境センター
- ⑩ 湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ
- ⑪ 湖北広域行政事務センター
伊香クリーンプラザ
- ⑫ 中部清掃組合 日野清掃センター
- ⑬ 甲賀広域行政組合
衛生センター第2施設



図－16 焼却処理施設位置図(令和6年12月末現在)

表-16 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧

施設名称		排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m ³ N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m ³ N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1 号 炉	0.000012	1	R6.11
	2 号 炉	0.000016		R6.11
大津市北部クリーンセンター	1 号 炉	0.000022	1	R6.9
	2 号 炉	0.000018		R6.9
彦根市清掃センター	1 号 炉	0.00047	5	R6.7
	2 号 炉	0.0084		R6.7
	3 号 炉	(工事中)		(工事中)
近江八幡市環境エネルギーセン ター	1 号 炉	0.00064	5	R5.7
	2 号 炉	0.0021		R5.7
草津市立クリーンセンター	1 号 炉	0.00033	1	R5.10
	2 号 炉	0.00072		R5.10
守山市環境センター	1 号 炉	0.0052	5	R5.10
	2 号 炉	0.0058		R5.10
栗東市環境センター	1 号 炉	0.0008	5	R6.8
	2 号 炉	0.000042		R6.11
野洲クリーンセンター	1 号 炉	0.00063	5	R6.7
	2 号 炉	0.0018		R6.7
高島市環境センター	1 号 炉	(休止中)	(休止中)	H30.2休止
	2 号 炉	(休止中)		H30.2休止
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	1 号 炉	0.0064	5	R6.7
	2 号 炉	0.014		R6.7
湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	1 号 炉	(休止中)	(休止中)	H25.5休止
	2 号 炉	(休止中)		H25.5休止
中部清掃組合 日野清掃センター	1 号 炉	0.0016	1	R6.9
	2 号 炉	0.001		R6.5
	3 号 炉	0.0015		R6.7
甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設	1 号 炉	0.052	5	R6.10
	2 号 炉	0.083		R6.10
	3 号 炉	0.060		R6.10

●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から完全施行（14年規制）されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次行い、基準適合状況を確認しています。

なお、令和5年度に実施した11施設（12炉）の排出ガス行政検査の結果、1施設において、排出ガス中のダイオキシン類濃度の基準の超過がありました。

当該施設については、廃棄物処理法に基づき、基準超過があった施設の改善および使用の停止を命じました。その後、事業者により施設の改善が行われ、基準を満足していることが確認されたため、現在は稼働を再開しています。

廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

区分	令和5年度末現在 許可（届出）施設数
一般廃棄物焼却施設 ※1	12
産業廃棄物焼却施設 ※2	14
その他の産業廃棄物焼却施設 ※3	4

※1 市町等が設置する、家庭ごみ等の一般廃棄物の焼却施設（許可または届出の対象施設）

※2 処理能力が一定規模以上の、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の産業廃棄物の焼却施設（許可の対象施設）

※3 上記の許可（届出）の対象とならない施設で、産業廃棄物中間処理業者が設置するもの

(2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

表-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(令和6年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (破砕施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ	破砕・選別	10	2022	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
〃	大津市北部クリーンセンター (再資源化施設)	資源ごみ (缶、びん、ペットボトル)	選別 圧縮・梱包	9.0	2022	〃	〃	〃
〃	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006	〃	〃	〃
② 〃	大津市環境美化センター (破砕施設)	不燃ごみ、大型ごみ、直接搬入ごみ	破砕	10	〃	〃	〃	〃
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕・選別	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
〃	彦根市清掃センター (びん選別装置)	びん	選別	8	1990	〃	〃	〃
〃	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	缶・金属類	選別 圧縮	4.9	1997	〃	〃	〃
〃	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風熔融圧縮	7.5	1988	522-0056	彦根市開出今町1330	〃
④ 近江八幡市	近江八幡市 環境エネルギーセンター	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	8.17	2016	523-0036	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
〃	〃	缶類	選別・圧縮	0.60	〃	〃	〃	〃
〃	〃	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	0.87	〃	〃	〃	〃
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破砕ごみ処理施設)	粗大ごみ(不燃系) 破砕ごみ類	破砕・選別	3.2	2017	525-0043	草津市馬場町1200番地 25	077-562-6361
〃	草津市立クリーンセンター (破砕ごみ処理施設)	粗大ごみ(可燃系)	破砕	1.3	〃	〃	〃	〃
〃	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包処理施設)	ペットボトル類	選別 圧縮・梱包	1.5	〃	〃	〃	〃
〃	草津市立クリーンセンター (不燃物処理施設)	陶器・ガラス類	選別	3.8	〃	〃	〃	〃
〃	草津市立クリーンセンター (飲・食料用ガラスびん類処理施設)	飲・食料用ガラスびん類	選別	4	〃	〃	〃	〃
〃	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理施設)	プラスチック製容器類	選別 圧縮・梱包	9	2005	〃	〃	〃
⑥ 守山市	守山市環境センター	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	6.8/5h	2021	524-0216	守山市環境学習都市宣言 記念公園1-2	077-599-6206
〃	守山市環境センター	金属類	選別	5.43/5h	〃	〃	〃	〃
〃	守山市環境センター	ペットボトル	選別・圧縮・ 梱包	1.5/5h	〃	〃	〃	〃
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破砕	6	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
〃	〃	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	〃	〃	〃	〃
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (リサイクルセンター)	粗大ごみ 不燃ごみ	破砕・選別	7	2016	520-2313	野洲市大篠原3335	077-588-0568
〃	〃	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1	〃	〃	〃	〃
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩根136	0748-75-3933
〃	〃	ペットボトル	圧縮・梱包	1	〃	〃	〃	〃
〃	〃	金属類	圧縮	5.7	〃	〃	〃	〃
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ 不燃ごみ	破砕・選別	15	2004	520-1644	高島市今津町途中谷 236番地	0740-24-0031
〃	〃	ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	10	〃	〃	〃	〃
⑪ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
⑫ 〃	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック製容器包装 資源ごみ 発泡スチロール	選別 圧縮・梱包 減容 その他	6.8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑬ 〃	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	(H28.4～休 止) 一時保管	5	1997	529-0708	長浜市西浅井町寄掛 1313-1	0749-88-0088
〃	〃	資源ごみ	〃	3	〃	〃	〃	〃
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破砕・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
〃	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	〃	〃	〃
⑮ 〃	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.9	2007	529-1663	蒲生郡日野町北脇 1-1	0748-53-0155
⑯ 湖東広域衛生 管理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-5067

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 大津市北部クリーンセンター | ⑫ 湖北広域行政事務センター |
| ② 大津市環境美化センター | クリスタルプラザ(リサイクルプラザ) |
| ③ 彦根市清掃センター | ⑬ 湖北広域行政事務センター |
| ④ 近江八幡市環境エネルギーセンター | 伊香クリーンプラザ |
| ⑤ 草津市立クリーンセンター | ⑭ 中部清掃組合 |
| ⑥ 守山市環境センター | 粗大ごみ処理施設 |
| ⑦ 栗東市環境センター | 能登川リサイクルセンター |
| ⑧ 野洲クリーンセンター | ⑮ 中部清掃組合 |
| ⑨ 湖南市リサイクルプラザ | リサイクルセンター |
| ⑩ 高島市環境センター | ⑯ 湖東広域衛生管理組合 |
| ⑪ 湖北広域行政事務センター | リバースセンター |
| クリーンプラント | |

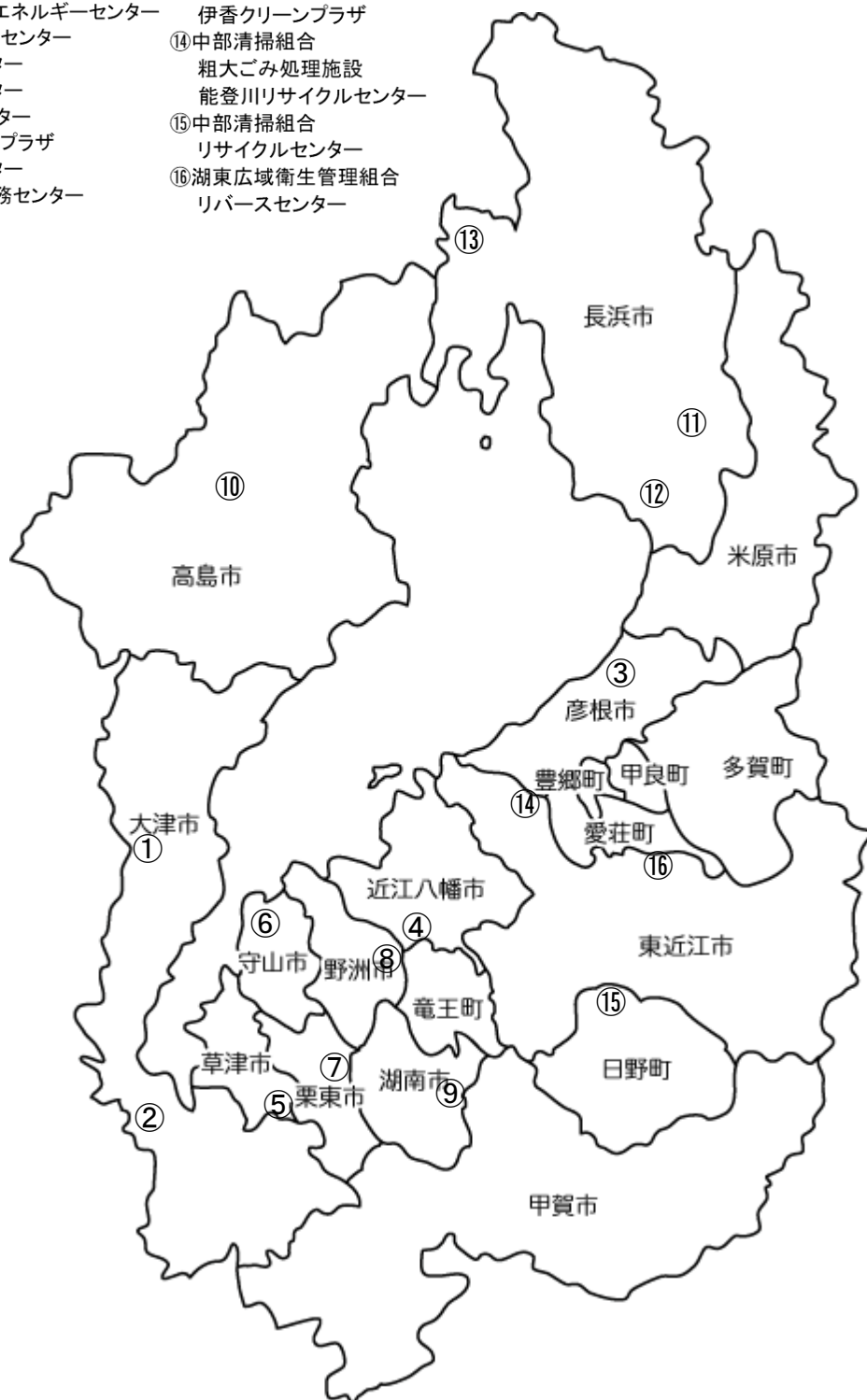


図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(令和6年12月末現在)

(3) 埋立処分地

表－18 埋立処分地一覧(令和6年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	令和5年度 埋立実績量 (㎡)	令和5年度末 残余容量 (㎡)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	41,000	460,000	4,303	202,186	山間	1994	有	有
〃	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	188,200	1,949(t)	22,467	山間	2001	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	3,388(t)	34,090	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	31,607	212	17,672	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	40	1,550	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	62	286	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	379	11,258	平地	2002	有	有
高島市	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	19	1,491	山間	1984	有	有
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	1,040	25,606	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ	14,700	97,000	1,799	82,964	山間	2015	有	有
〃	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	0	11,669	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	1,671	14,958	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	88	14,520	山間	1988	無	無

(4) し尿処理施設

表－19 し尿処理施設一覧(令和6年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (kl/日)	処理方法	高度処理			使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (凝集分離過分)	その他				
① 大津市	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素＋高度処理	○	○	活性炭	2006	520-0503	大津市北比良1039-3	077(596)1331
② 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化＋活性汚泥＋高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1978	522-0056	彦根市開出今町1330	0749(24)2497
③ 近江八幡市	近江八幡市立 第1クリーンセンター	100	回分式活性汚泥法	—	—	—	1978 (2013施設 変更により 再稼働)	523-0086	近江八幡市津田町18-3	0748(36)5509 ※近江八幡市生活環境課
④ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段＋高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1983	529-0367	長浜市湖北町海老江 1049	0749(79)0181
⑤ 八日市布引ライフ 組合	八日市布引ライフ組合立 衛生センター	255	標準脱窒素＋高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1996	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748(22)0465
⑥ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	標準脱窒素＋高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2012	528-0005	甲賀市水口町水口6458	0748(62)0809
⑦ 湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊橋苑	43	標準脱窒素＋高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町 500	0749(35)4058
⑧ 湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素＋高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2001	525-0015	草津市集町404-1	077(568)0251

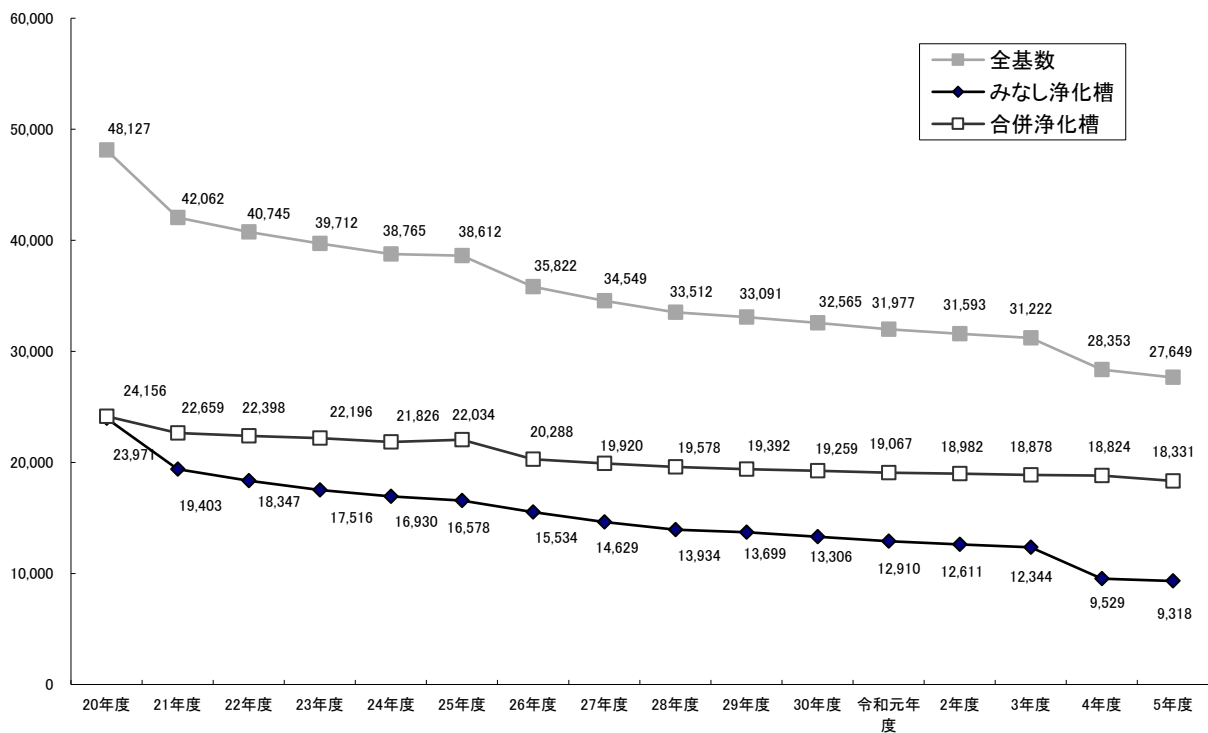
- ① 大津市志賀衛生プラント
- ② 彦根市衛生処理場
- ③ 近江八幡市立
第1クリーンセンター
- ④ 湖北広域行政事務センター
第1プラント
- ⑤ 八日市布引ライフ組合立
衛生センター
- ⑥ 甲賀広域行政組合
衛生センター第1施設
- ⑦ 湖東広域衛生管理組合
豊楠苑
- ⑧ 湖南広域行政組合
環境衛生センター



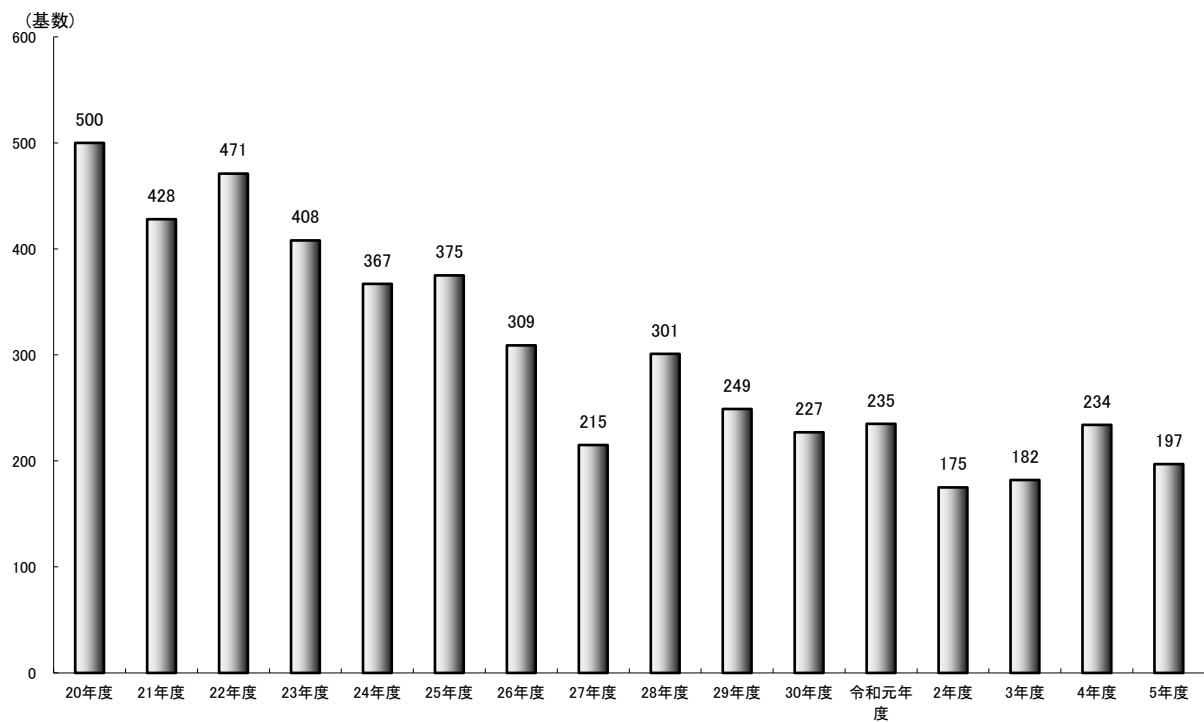
図－18 し尿処理施設位置図(令和6年12月末現在)

(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図－19 のとおりで、平成 20 年度から減少しており、令和 5 年度末現在 27,649 基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成 12 年度から新設はありません。



図－19 浄化槽設置基数の推移



図－20 浄化槽新規設置基数の推移

表－20 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度
大津市	29	23	15	14	14	17	16	17	14	7	7	7	6	14
彦根市	37	34	29	30	33	19	20	21	19	22	14	7	9	1
長浜市	4	2	1	4	1	0	4	6	0	2	3	1	0	1
近江八幡市	76	95	81	55	37	27	51	38	39	23	20	34	30	26
草津市	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
守山市	2	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	5	2	2
栗東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀市	32	22	34	31	33	32	47	44	51	44	18	19	14	13
野洲市	0	1	0	14	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高島市	20	15	10	14	10	5	11	3	2	4	10	12	7	16
東近江市	11	10	10	8	5	4	3	3	5	10	6	4	2	0
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
日野町	2	0	0	1	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0
竜王町	6	1	3	0	1	1	1	3	3	1	5	4	2	4
愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
多賀町	13	13	8	3	3	1	1	1	2	0	2	0	0	0
合 計	232	218	218	174	139	108	156	136	139	115	88	95	73	80
県費補助金(千円)	25,866	30,288	29,885	23,224	19,773	15,759	28,432	21,140	20,436	18,191	12,527	13,830	9,382	11,156

V 産業廃棄物の概要

1 産業廃棄物の排出量

(1) 産業廃棄物の総排出量

令和4年度における産業廃棄物の総排出量は3,886千tとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、水道業（下水道業を含む）が1,240千tで最も多く、次いで建設業が982千t、製造業が892千tとなっています。

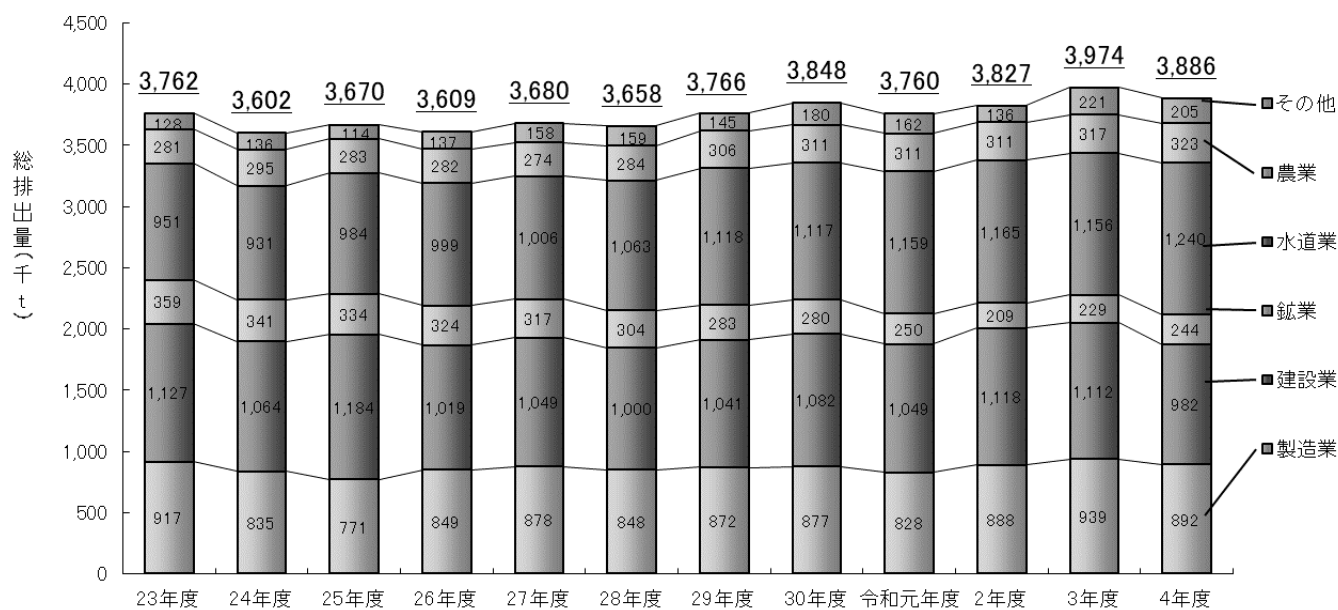


図-21 産業廃棄物の総排出量の推移

(2) 産業廃棄物の種類別排出量

令和4年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が2,057千tで最も多く、次いで、がれき類が615千tとなっています。

表-21 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（令和4年度）

	前年度	合計	構成比	(千t)					
				農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
燃え殻	5	3	0%	0	0	0	2	1	0
汚泥	1,997 (227)	2,057 (202)	53%	0	243	29	526	1,237	22
廃油	62	53	1%	0	0	2	45	0	7
廃酸	18	16	0%	0	0	0	15	0	1
廃アルカリ	67	52	1%	0	0	0	51	0	1
廃プラスチック類	182	184	5%	1	0	32	98	0	54
紙くず	8	8	0%	0	0	5	1	0	2
木くず	133	144	4%	0	0	110	14	0	20
繊維くず	1	1	0%	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	20	21	1%	0	0	0	20	0	1
ゴムくず	0	0	0%	0	0	0	0	0	0
金属くず	21	27	1%	0	0	12	5	0	9
ガラス陶磁器くず	188	94	2%	0	0	33	52	1	8
鉱さい	21	15	0%	0	0	0	14	0	1
がれき類	871	615	16%	0	0	561	14	0	40
ばいじん	10	6	0%	0	0	0	1	1	5
家畜ふん尿	315	321	8%	321	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	56	269	7%	0	0	198	35	0	36
合計	3,974 (2,204)	3,886 (2,032)	100%	323	244	982	892	1,240	205

(注) ()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

※ 各項目の値を四捨五入しているため、合計が内訳を集計した数値と合わないことがあります。

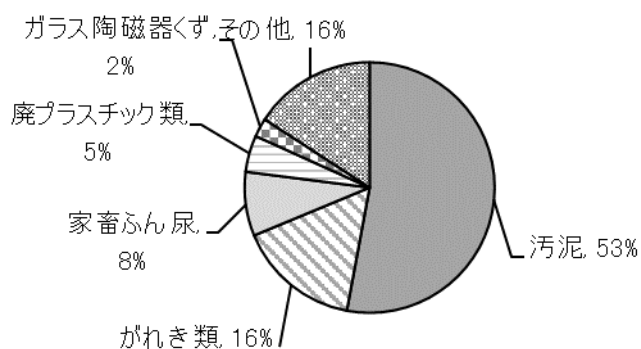


図-22 産業廃棄物の種類別排出量の内訳（令和4年度）

2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況をみると、総排出量 3,886 千 t のうち、97.0%に当たる 3,771 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 2,015 千 t (51.8%) が減量化されています。また、総排出量の 45.6%に当たる 1,770 千 t が再生利用され、2.6%に当たる 101 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率は木くずや金属くず、がれき類、家畜ふん尿等において高くなっています。

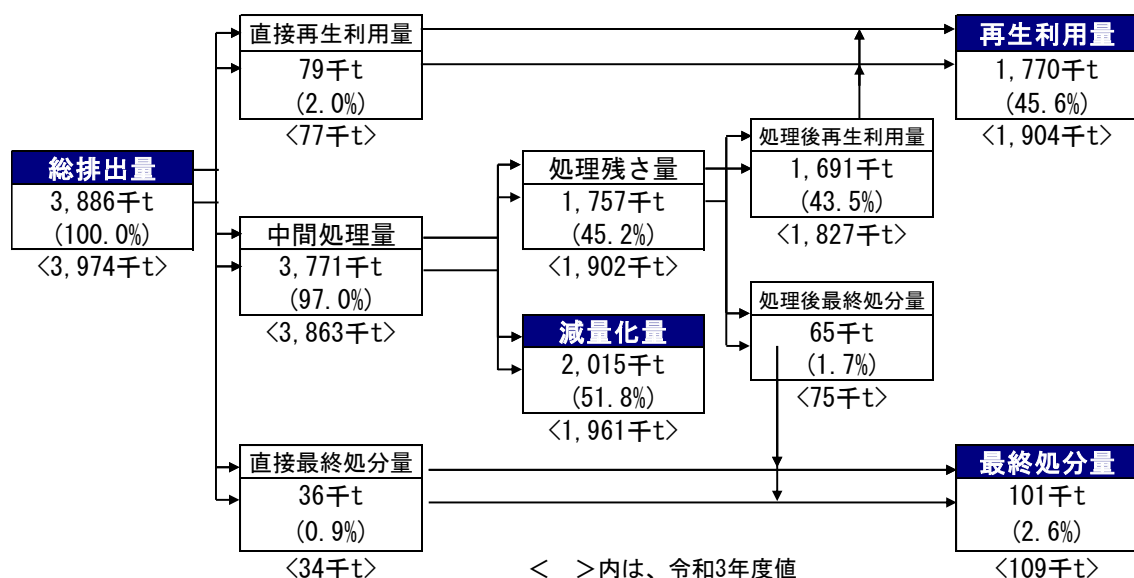


図-23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況（令和4年度）

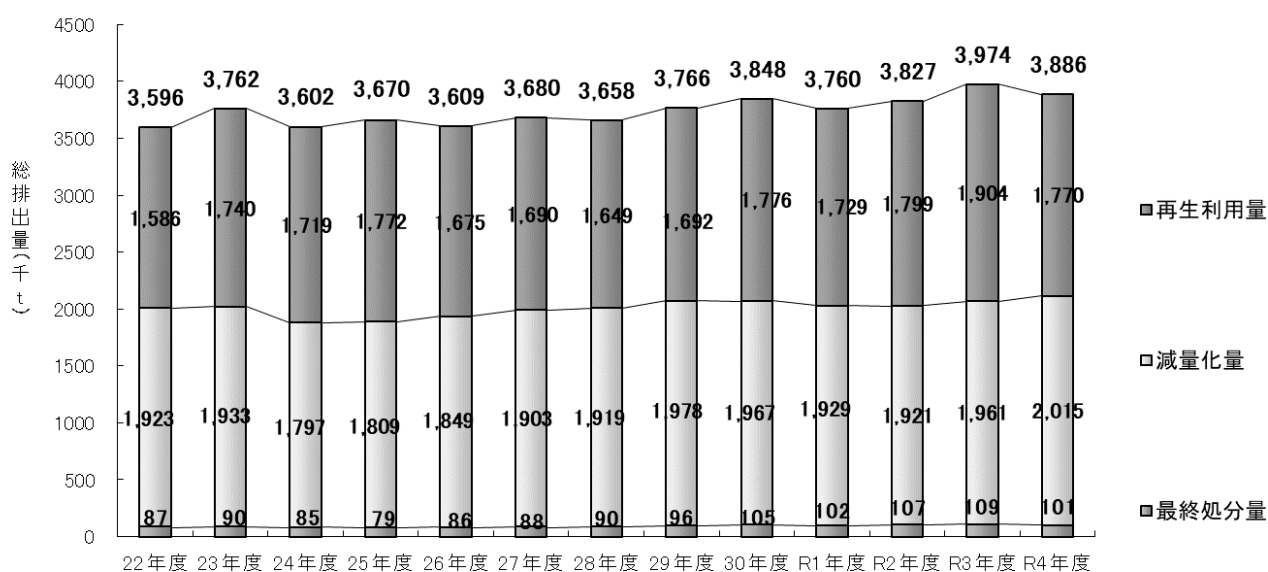


図-24 産業廃棄物処理量の推移

※参考
種類別
総排出量

(千t)

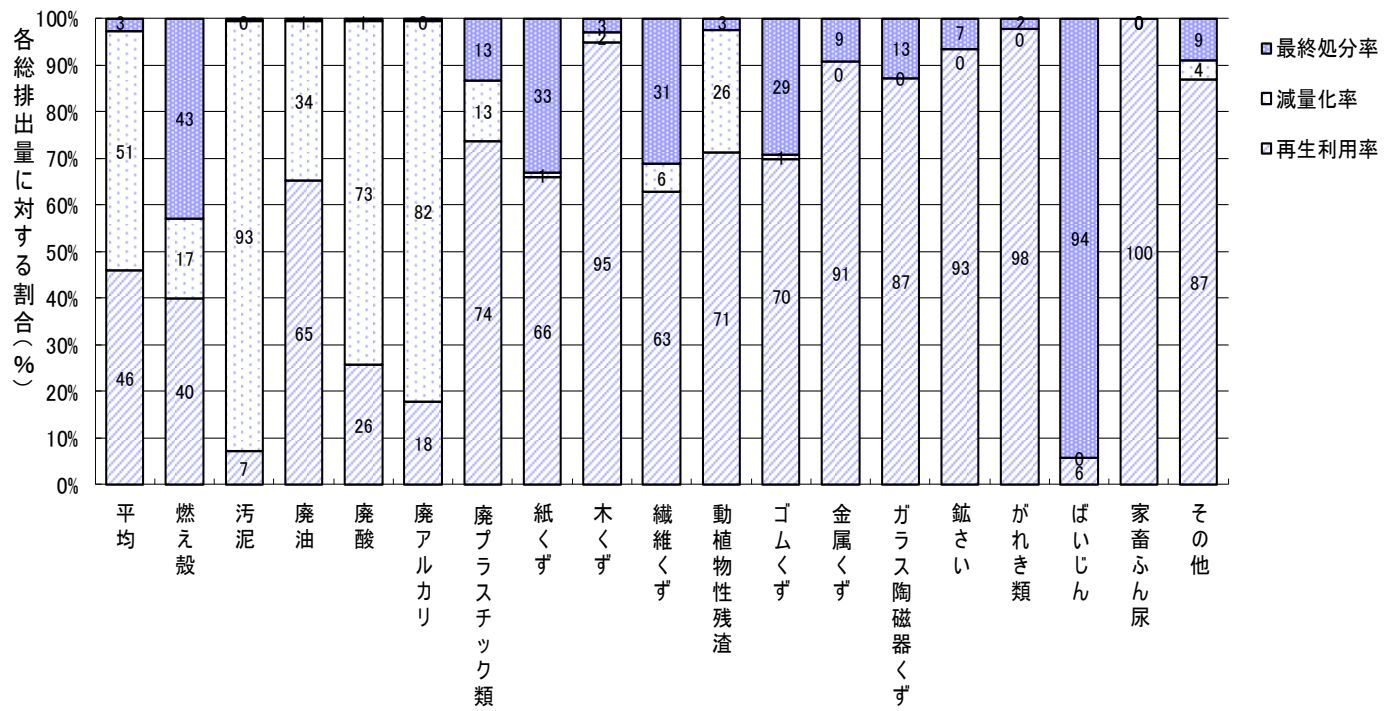


図-25 産業廃棄物の種類別処理率(令和4年度)

●リサイクル製品認定制度

循環型社会づくりの推進には、ごみの発生抑制や再使用とともに、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルすることが必要です。

そこで滋賀県では、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生する循環資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たす製品を認定する「リサイクル製品認定制度」を平成 17 年 3 月に創設しました。令和 6 年 12 月末現在の認定製品は 173 製品となっています。



認定製品マーク

●産業廃棄物 3 R ・ 循環経済促進事業

滋賀県では、民間事業者による産業廃棄物の発生抑制・資源化を推進することを目的に、滋賀県産業廃棄物 3 R ・ 循環経済促進事業として「研究開発事業」、「施設整備事業」および「販路開拓事業」に対する補助金を交付しています。

対象事業 補助内容	研究開発事業	施設整備事業	販路開拓事業
補助率	1/2	中小企業 1/3、その他 1/10	1/2
限度額	5,000 千円	10,000 千円	500 千円

◆産業廃棄物 3 R ・ 循環経済促進事業の実績

- 研究開発されたリサイクル製品：再生プラスチック、木質加熱アスファルト等
 - 施設整備により導入された設備：減圧蒸留装置、加熱乾燥機、開反機、粉碎機等
- 詳しくは、下記の URL より県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13410.html>

●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を進めていますが、この一環として、平成 16 年 1 月に滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の 4 つの目的に資する事業に充てられます。

上記の「リサイクル製品認定事業」や「産業廃棄物 3 R ・ 循環経済促進事業」は本税収を活用して実施しています。

3 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、令和4年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 1,991,813t となりました。なお、県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません。

(2) 中間処理施設での処理状況

令和4年度における県内の中間処理施設による処理量は 1,770,601t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,744,250t と約 99%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 1,003,008t、木くずが 156,096t であり、これらで全体の約 65%を占めています。

表-22 中間処理施設での処理量(令和4年度)

(t)

設置主体 廃棄物名	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥	109,577	46,784	26,351	0	182,712
脱水	106,984	0	26,351	0	133,335
乾燥	2,593	0	0	0	2,593
焼却	0	4,797	0	0	4,797
その他	0	41,987	0	0	41,987
がれき類	1,601	1,001,407	0	0	1,003,008
廃油	0	52,743	0	0	52,743
油水分離	0	35,452	0	0	35,452
焼却	0	11,327	0	0	11,327
その他	0	5,964	0	0	5,964
廃酸・廃アルカリ	2,292	30,764	0	0	33,056
廃プラスチック類	13,258	114,783	0	0	128,041
焼却	6,804	11,566	0	0	18,370
破碎	6,454	89,838	0	0	96,292
その他	0	13,379	0	0	13,379
木くず	0	156,096	0	0	156,096
紙くず	0	7,872	0	0	7,872
その他の廃棄物	5,561	201,512	0	0	207,073
合計	132,289	1,611,961	26,351	0	1,770,601

(注1) 県内の中間処理施設とは、廃棄物処理法第15条に係る中間処理施設および同法第14条に係る中間処理の用に供する施設を言い、大津市は含んでいません。

(注2) 公共の処理業者とは、産業廃棄物の処理をその事務として行う自治体および公共関与の処理業者を言います。

(3) 最終処分場での処理状況

令和4年度における県内の最終処分場による処理量は55,647tでした。

表-23 最終処分場での処理量(令和4年度)

(t)

設置主体 施設の種類	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	0	162		291	453
管理型				55,194	55,194
合計	0	162	0	55,485	55,647

(注1) 県内の最終処分場とは、廃棄物処理法第15条に係る最終処分場および同法第14条に係る最終処分の用に供する施設を言い、大津市は含んでいません。

(注2) 公共の処理業者とは、産業廃棄物の処理をその事務として行う自治体および公共関与の処理業者を言います。

(4) 許可登録状況

令和5年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は4,436者で、このうち収集運搬のみを行う業者は4,322者と、全体の約97%となっています。

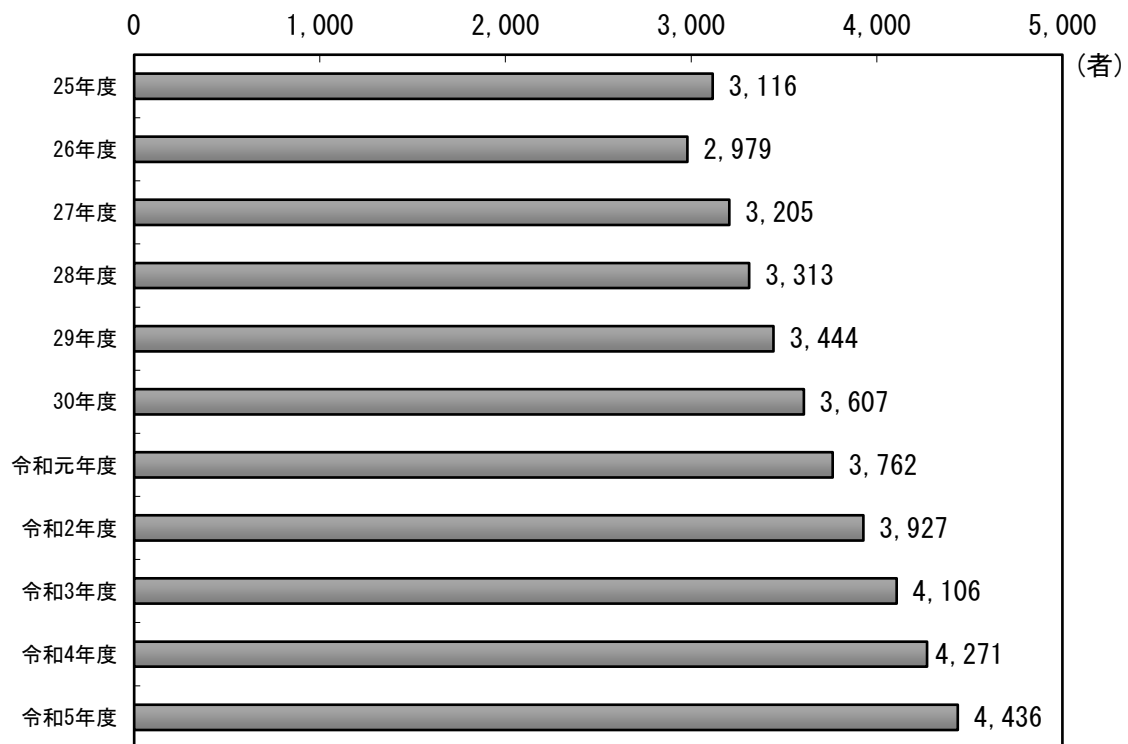
表-24 産業廃棄物処理業 許可業者数（令和5年度末現在）

許可形態 \ 県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体	4,436	1,254	3,182
収集運搬のみ	4,322	1,157	3,165
中間処理のみ	13	10	3
最終処分のみ	1	1	0
収集運搬＋中間処理	96	82	14
収集運搬＋最終処分	1	1	0
中間処理＋最終処分	0	0	0
収集運搬＋中間処理＋最終処分	3	3	0

表-25 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数（令和5年度）

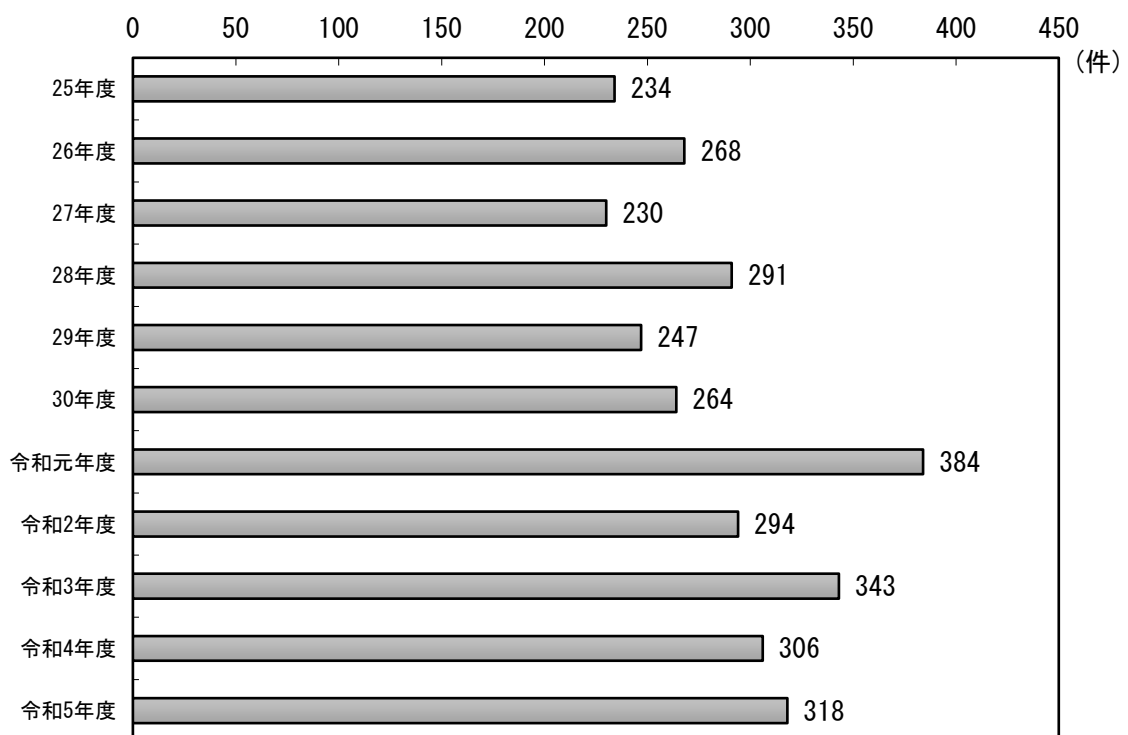
許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	317	1	0	0
更新許可	728	15	1	1
業廃止 [※]	27	1	0	0

(※) 許可の取消、許可の失効は件数に含んでいません。



(注) 大津市は含んでいません。

図-26 (特別管理) 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



(注) 大津市は含んでいません。

図-27 (特別管理) 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移

4 産業廃棄物処理施設の状況

令和5年度末における産業廃棄物処理施設は195施設で、このうち中間処理施設が188施設、最終処分場が7施設となっています。

表－26 焼却処理施設の設置状況(令和5年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	3	21.8 (m ³ /日)
廃油の焼却施設	4	184.2 (m ³ /日)
廃プラスチック類の焼却施設	9	93.3 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	14	444.6 (t/日)
計	30	－

(注) 大津市は含んでいません。

表－27 焼却以外の中間処理施設の設置状況(令和5年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	24	2,351.0 (m ³ /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	1	65.5 (m ³ /日)
廃油の油水分離施設	7	876.2 (m ³ /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168.0 (m ³ /日)
廃プラスチック類の破砕施設	38	3,790.8 (t/日)
木くず又はがれき類の破砕施設	86	37,882.7 (t/日)
計	158	－

(注) 大津市は含んでいません。

表－28 最終処分場の設置状況(令和5年度末現在)

施設の種類 設置主体		安定型	管理型	遮断型	計
排出事業者 (民間)	施設数	1			1
	面積(m ²)	3,414			3,414
	容積(m ³)	4,799			4,799
	残容積(m ³)	223			223
処理業者 (民間)	施設数	4			4
	面積(m ²)	19,543			19,543
	容積(m ³)	99,571			99,571
	残容積(m ³)	4,101			4,101
公 共	排出事業者	施設数			0
		面積(m ²)			0
		容積(m ³)			0
		残容積(m ³)			0
	処理業者	施設数	1		2
		面積(m ²)	21,756		119,756
		容積(m ³)	52,044		1,352,044
		残容積(m ³)	14,360		86,112
	公 共 計	施設数	1		2
		面積(m ²)	21,756		119,756
		容積(m ³)	52,044		1,352,044
		残容積(m ³)	14,360		86,112
計	施設数	6	1	0	7
	面積(m ²)	44,713	98,000	0	142,713
	容積(m ³)	156,414	1,300,000	0	1,456,414
	残容積(m ³)	18,684	71,752	0	90,436

(注) 公共の処理業者とは、産業廃棄物の処理をその事務として行う自治体および公共関与の処理業者を言います。

(注) 大津市は含んでいません。

表－29 処理施設の新規設置許可件数(令和5年度)

	新規設置許可件数
中間処理施設	3件
	(内訳) 木くず又はがれき類の破碎施設 3施設
最終処分場	0件

(注) 大津市は含んでいません。

5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体は、現在、(公財)滋賀県環境事業公社のみとなっています。

(公財)滋賀県環境事業公社は、国の「廃棄物処理センター」の指定を受け、産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備を実施し、平成 20 年 10 月 30 日から供用していましたが、令和 5 年 10 月 31 日に廃棄物の受入を終了しました。

表－30 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要（令和 6 年 3 月末現在）

事業主体の名称	公益財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神 645 番地 Tel0748-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神 645 番地
出資団体および出資金額 の内訳	事業者 27,700 千円 基本財産 55,700 千円 県 18,000 千円 市町 10,000 千円
設立年月日	昭和 57 年 12 月 16 日
事業開始	平成 20 年 10 月 30 日
事業内容	埋立処分（管理型） 埋立面積：98,000m ² 全体埋立容量：1,300,000m ³
受入廃棄物	燃え殻、污泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物

6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む変圧器、コンデンサー等のPCB廃棄物を保管する事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められています。また、同法の規定により、PCB廃棄物保管等事業者は、毎年度、その保管状況等に関して滋賀県知事（大津市にあっては、大津市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

この届出に基づく令和5年度末におけるPCB廃棄物の保管等の状況は、表－31、32のとおりです。

PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特別措置法および廃棄物処理法に基づき、令和8年度末まで（高濃度は令和2年度末まで）にその全量を適正処理しなければなりません。

表－31 PCB廃棄物（電気機器のみ）の保管状況（令和5年度末）

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量 (台または個)
変圧器（トランス）	94	219
コンデンサー（3kg以上）	44	91
コンデンサー（3kg未満）	18	668
柱上変圧器（柱上トランス）	4	10
安定器	27	333
その他の電気機器	20	160

（注）大津市内の事業場で保管・使用されているものは含んでいません。

表－32 PCB使用製品（電気機器のみ）の使用状況（令和5年度末）

使用製品の種類	使用事業場数	保管量 (台または個)
変圧器（トランス）	96	206
コンデンサー（3kg以上）	27	55
コンデンサー（3kg未満）	2	57
柱上変圧器（柱上トランス）	3	4
安定器	0	0
その他の電気機器	8	32

（注）大津市内の事業場で保管・使用されているものは含んでいません。

7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）に基づき令和 5 年度に行った事業所等に対する立入調査は 480 件、法に基づく行政処分は 12 件でした。

表－33 立入検査の件数

	令和 4 年度	令和 5 年度
立入対象施設数	408	420
立入施設数	407	417
立入施設延べ数	452	480

（注）立入対象施設とは、廃棄物処理法第 8 条および第 15 条に係る施設ならび同法第 14 条に係る積替保管、中間処理および最終処分の用に供する施設を言い、大津市は含んでいません。

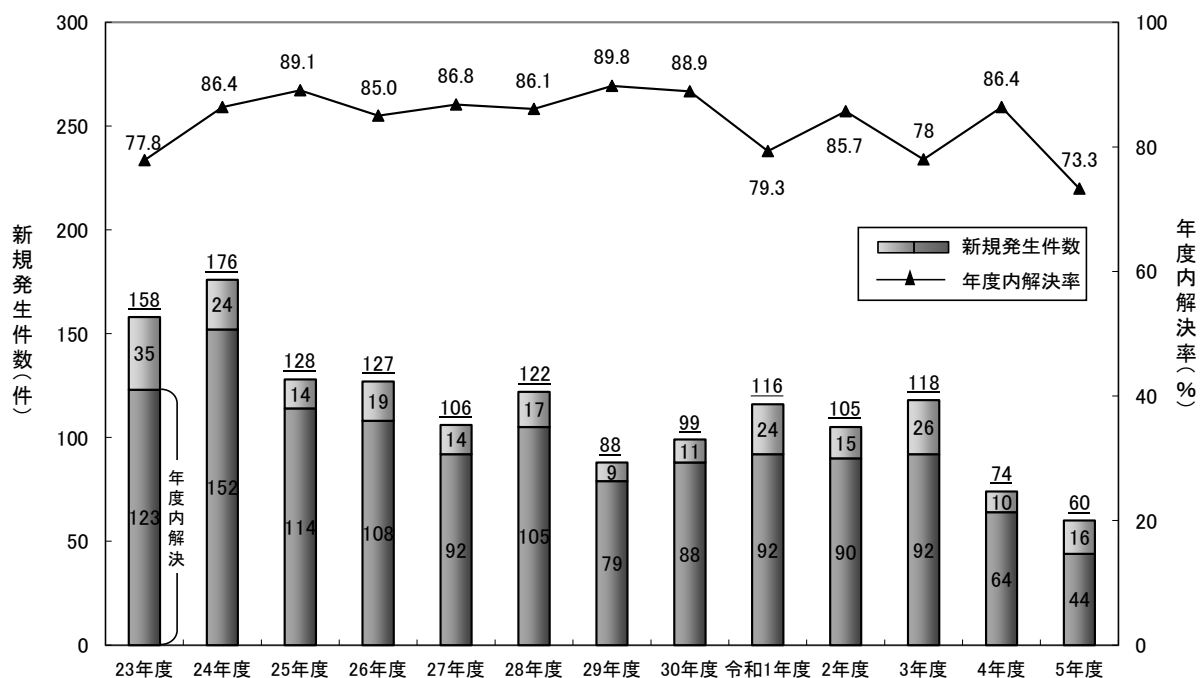
表－34 行政処分等の件数(令和 5 年度)

行政処分等	件数
改善命令	1
措置命令	0
処理施設使用停止命令	1
処理業許可停止命令	0
処理業許可取消	7
処理業不許可	3
処理施設設置許可取消	0
指導票交付	35

8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理事案の令和5年度新規発生件数は60件で、平成23年度の158件に対し、約半分まで減少しています。しかし、平成27年度には、大規模（約11万トン）な不適正処理事案（不法な廃棄物の埋め立て）が発生するなど、悪質かつ巧妙な手口の不法投棄等の不適正処理事案は後を絶たない状況であり、9で後述する対策を進めています。

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は図-28のとおりです。



(注) 平成21年度に中核市になった大津市の件数を含みます。

図-28 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移

9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れた場合、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールを行うほか、休日や夜間に対応するための民間警備会社によるパトロール、監視カメラの活用、無人航空機による上空からの監視、タブレット端末の活用、警察と連携した監視取締、近隣府県との合同による産業廃棄物運搬車両の路上検査などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民などにより構成される不法投棄防止パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を図っています。

(1) 地域ごみ対策会議の開催

産業廃棄物等の不法投棄事案に迅速かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置しています。

当会議では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるための取組を推進しています。

(2) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から「不法投棄防止強調月間」を定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局・機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取組を行っています。

●啓発活動

- ・広報車による啓発
- ・パンフレットによる啓発
- ・のぼり旗による啓発
- ・ラジオCMによる啓発

●監視指導活動

- ・産業廃棄物許可施設への立入検査
- ・産業廃棄物運搬車両の路上検査
- ・建設工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(3) 地域協働原状回復事業

不法投棄防止パトロール隊等が発見した後、行為者不明等により放置され、地域の景観に支障がある産業廃棄物について、地域住民と市町・県が協働で撤去し、原状回復を図ります。

(4) その他の事業

- ・ 監視パトロール（平日）
- ・ 不法投棄、不適正保管、野外焼却の指導・取締
- ・ 民間警備会社による監視パトロール（休日や夜間）
- ・ 無人航空機による上空からの監視
- ・ 郵便局、森林組合等の協力による不法投棄監視
- ・ 研修会の開催

●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを「産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）」といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内で情報共有し、事務処理の効率化ができる仕組みが電子マニフェストです。

令和2年4月からは、特別管理産業廃棄物を多量に排出（年間50 t以上）する事業者に対し、マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられています。



廃棄物に関する
総合情報サイト

「ごみゼロチャレンジしが」は、事業者や団体、行政が実施するごみの減量などの取組に関する情報や3Rの実践例、補助金情報などを紹介しているHPです。令和5年に全面リニューアルを行い、役立つ情報が一層充実しました。

詳しくは、下記のURLから県HPをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/gomizero/index.html>

滋賀県の廃棄物

令和7年3月

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL (077)528-3472・3477

FAX (077)528-4845



**Mother Lake
Goals**

変えよう、あなたと私から